

副 本

平成25年(ワ)第9521号、第12947号

直送済

平成26年(ワ)第2109号、平成28年(ワ)第2098号、第7630号

損害賠償請求事件

原 告 原告1 外

被 告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力共通準備書面(35)

(自主的避難等対象区域の市町村の社会的状況についてⅡ)

令和4年11月10日

大阪地方裁判所 第22民事部 合議2係 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

弁 護 士 棚 村 友 博



同 岡 内 真 哉



同 永 岡 秀 一



同復代理人弁護士 壺 阪 明 宏



目 次

第1	はじめに	6
第2	福島県内の自主的避難等対象区域等の社会的状況について	7
1	郡山市	7
	(1) 本件原発からの距離	7
	(2) 空間放射線量等の状況	7
	(3) 本件地震による被害の状況	13
	(4) 避難の状況	14
	(5) 社会的活動の状況	15
	(6) 復興の状況	16
	(7) 小括	17
2	福島市	18
	(1) 本件原発からの距離	18
	(2) 空間放射線量等の状況	18
	(3) 本件地震による被害の状況	24
	(4) 避難の状況	24
	(5) 社会的活動の状況	25
	(6) 復興の状況	26
	(7) 小括	27
3	いわき市	28
	(1) 本件原発からの距離	28
	(2) 空間放射線量等の状況	28
	(3) 本件地震及び本件津波による被害の状況	33
	(4) 避難の状況	35
	(5) 社会的活動の状況	36
	(6) 復興の状況	38

(7) 小括.....	39
4 須賀川市	40
(1) 本件原発からの距離.....	40
(2) 空間放射線量等の状況.....	40
(3) 本件地震による被害の状況.....	44
(4) 避難の状況.....	45
(5) 社会的活動の状況.....	46
(6) 復興の状況.....	46
(7) 小括.....	48
5 伊達市	48
(1) 本件原発からの距離.....	48
(2) 空間放射線量等の状況.....	49
(3) 本件地震による被害の状況.....	53
(4) 避難の状況.....	56
(5) 社会的活動の状況.....	56
(6) 復興の状況.....	57
(7) 小括.....	58
6 本宮市	59
(1) 本件原発からの距離.....	59
(2) 空間放射線量等の状況.....	59
(3) 本件地震による被害の状況.....	62
(4) 避難の状況.....	65
(5) 社会的活動の状況.....	65
(6) 復興の状況.....	66
(7) 小括.....	66
7 相馬市	67

(1) 本件原発からの距離.....	67
(2) 空間放射線量等の状況	67
(3) 本件地震による被害の状況.....	71
(4) 避難の状況.....	72
(5) 社会的活動の状況.....	73
(6) 復興の状況.....	74
(7) 小括.....	74
8 田村市	75
(1) 本件原発からの距離.....	75
(2) 空間放射線量等の状況	76
(3) 本件地震による被害の状況.....	80
(4) 避難の状況.....	80
(5) 社会的活動の状況.....	81
(6) 復興の状況.....	82
(7) 小括.....	83
9 川俣町	84
(1) 本件原発からの距離.....	84
(2) 空間放射線量等の状況	85
(3) 本件地震による被害の状況.....	89
(4) 避難の状況.....	90
(5) 社会的活動の状況.....	90
(6) 復興の状況.....	91
(7) 小括.....	92
10 小野町	93
(1) 本件原発からの距離.....	93
(2) 空間放射線量等の状況	93

(3) 本件地震による被害の状況.....	97
(4) 避難の状況.....	98
(5) 社会的活動の状況.....	98
(6) 復興の状況.....	99
(7) 小括.....	100
1 1 三春町.....	100
(1) 本件原発からの距離.....	100
(2) 空間放射線量等の状況.....	101
(3) 本件地震による被害の状況.....	104
(4) 避難の状況.....	104
(5) 社会的活動の状況.....	105
(6) 復興の状況.....	106
(7) 小括.....	106
1 2 天栄村.....	107
(1) 本件原発からの距離.....	107
(2) 空間放射線量等の状況.....	107
(3) 本件地震による被害の状況.....	111
(4) 避難の状況.....	112
(5) 社会的活動の状況.....	113
(6) 復興の状況.....	113
(7) 小括.....	114
第3 まとめ.....	115

第1 はじめに

本件訴訟の原告らが本件事故時点で居住していた地域は広範にわたるが、原告らのうち自主的避難等対象区域に居住していた原告らは、原告ら247名（89世帯）のうち170名（61世帯）に上る。

具体的に原告らが居住する市町村並びに原告らの世帯数及び人数は、以下のとおりである。

市町村	世帯数	人数
郡山市	19	52
福島市	14	39
いわき市	8	20
須賀川市	5	15
伊達市	2	2
本宮市	2	7
相馬市	5	16
田村市	1	3
川俣町	1	4
小野町	1	1
三春町	2	5
天栄村	1	4

自主的避難等対象区域における被告東京電力の精神的損害に対する賠償の十分性については、被告東京電力共通準備書面（20）及び同（22）において主張したところである。

本準備書面では、上記市町村の自主的避難等対象区域のうち、被告東京電力共通準備書面（22）で主張した郡山市、福島市、いわき市、須賀川市、伊達

市、本宮市、相馬市、田村市、川俣町、小野町、三春町及び天栄村における本件事故後の外部被ばく及び内部被ばくの状況を具体的に明らかにし、これらの地域に居住し続けたとしても、健康影響があるとは言えないことなど、社会的状況を補充して主張するものである。

このような原告らが本件事故当時に居住していた自主的避難等対象区域内の状況に照らしても、被告東京電力共通準備書面（20）及び同（22）において主張した自主的避難等対象者である原告らに対する被告東京電力の精神的損害等の賠償の考え方が十分なものであることが基礎付けられる。

第2 福島県内の自主的避難等対象区域等の社会的状況について

福島県内の郡山市、福島市、いわき市、須賀川市、伊達市、本宮市、相馬市、田村市、川俣町、小野町、三春町及び天栄村における本件事故後の客観的状況について整理して述べる。

1 郡山市

（1）本件原発からの距離

郡山市は、本件原発から約40キロメートルないし約90キロメートルの地点に位置する自治体である（乙D共148・1頁）。

（2）空間放射線量等の状況

ア 空間放射線量の推移

（ア）計測結果

郡山市の平成23年の空間放射線量は次表のとおりである（乙D共418の1～10）。

単位： $\mu\text{Gy/h} \equiv \mu\text{Sv/h}$ (マイクログレイ/時間 $\equiv$ マイクロシーベルト/時間)

3月11日	3月12日	3月13日	3月14日	3月15日	3月16日	3月17日
—	—	0.06	0.05	0.06	2.90	2.71
3月18日	3月19日	3月20日	3月21日	3月22日	3月23日	3月24日
2.68	2.18	2.47	1.99	1.72	1.61	1.45
3月25日	3月26日	3月27日	3月28日	3月29日	3月30日	3月31日
1.30	3.16	3.21	2.91	2.59	2.44	2.33
4月1日	4月6日	4月11日	4月16日	4月21日	4月26日	5月1日
2.24	2.07	1.81	1.82	1.67	1.54	1.51
5月16日	6月1日	6月16日	7月1日	7月16日	8月1日	8月16日
1.34	1.22	1.26	1.11	1.11	0.96	1.00
9月1日	9月16日	10月1日	10月16日	11月1日	11月16日	12月1日
0.85	0.90	0.87	0.83	0.83	0.78	0.77
12月16日	12月31日					
0.75	0.73					

※ 1日のうち午前9時の数値（午前9時に測定がない3月13日のみ同日の最大値）を採用。

※ 測定場所：①3月13日～同月14日の数値は麓山公園（本件原発からの距離約58km）、②同月15日～同月25日の数値は郡山合同庁舎3階（屋外）（同約58km）、③同月26日以降の数値は郡山合同庁舎東側入口付近（同約58km）

これによれば、郡山合同庁舎（県中合同庁舎）では、平成23年3月27日の空間放射線量は3.21マイクロシーベルト/時間であったものの、同年4月1日には2.24マイクロシーベルト/時間まで低減し、その後、若干上下しながらも、同年4月11日には1.81マイクロシーベルト/時間、同年5月16日には1.34マイクロシーベルト/時間、同年6月16日には1.26マイクロシーベルト/時間、同年8月1日には0.96マイクロシーベルト/時間、同年12月31日には0.73マイクロシーベルト/時間と減少傾向で推移している。

(イ) 市民に対する情報提供

上記の郡山合同庁舎（県中合同庁舎）の空間放射線量については、同年3月16日には朝日新聞により、同月22日以降は福島民報により、市民に対して情報が提供されるなど、本件事故直後から報道がなされていた（乙D共278・5枚目、乙D共281・14、17～19、23、24、26、30、36、37、39、44、48、50～52枚目）。

また、郡山市の広報誌においても、平成23年6月号において、「特集 放射線を知る。」と題して、巻頭から6頁にわたって放射線に関する特集記事が掲載された。同記事においては、郡山市内における放射線量測定値の推移から同市内における空間放射線量が減少傾向にあること（3頁）や除染作業の取組により放射線量が2分の1ないし3分の1程度に減少していること（4～6頁）などが具体的な数値とともに市民に対し情報提供されている（乙D共189の14）。

さらに、同年8月の広報誌においても「放射線Q&A」との記事が設けられ、同誌面では「家で窓を開けたり、エアコンを使ったりしても問題はありません。特に家庭用エアコンの場合、外気を直接取り入れない循環式が多いので安全に使用できます」、洗濯物の外干しについても「健康に影響が出るほどの被ばくにつながることはありません」などと情報提供されている（乙D共304・7頁）。

このように、郡山市においては、空間放射線量は低いレベルにとどまっており、またその事実は、報道機関による報道及び市の広報誌等によって広く市民へ情報提供されている。

イ 個人積算線量の計測結果

(ア) 計測結果

郡山市では、放射線への不安の解消や健康管理につなげるため、希望す

る児童生徒に対して個人積算線量計（クイクセルバッジ）を配布し、その測定結果を公表した。放射線の人体への影響を測る指標は実効線量であるが、実効線量を実際に求めることは極めて困難であるため、実用量を測定するものとして個人積算線量の測定を行っている（乙D共510）。

第1回は平成23年10月5日～同年11月6日まで計測され、2万5551人の計測の結果、同期間（33日間）の積算線量の平均値は0.12ミリシーベルト、最大値でも0.45ミリシーベルトであった。同年10月23日の空間放射線量は、0.86マイクロシーベルト／時間であるから、自然放射線量を0.04マイクロシーベルト／時間と仮定して除き、33日間に積算すれば649.44マイクロシーベルト（同期間の個人積算線量（120マイクロシーベルト）の5倍以上）であるから、空間放射線量は極めて保守的に高い数値となるよう設定されていることが理解できる（乙D共418－8、乙D共511）。

その後も継続的に個人積算線量の測定が行われ、同年11月7日～平成24年1月9日においては、平均0.17ミリシーベルト（乙D共512）、同月10日から同年2月29日においては、平均0.13ミリシーベルト（年間0.93ミリシーベルトに相当）であった（乙D共513）。

（イ）市民に対する情報提供

郡山市では、クイクセルバッジの配布について配布に先立ち広報誌に記事を掲載しており（乙D共305・4頁）、また、測定結果は市のホームページにおいて公表され、誰でも閲覧可能な状況に置かれている。

そして、市のホームページには、これまでの測定結果について、郡山市原子力災害対策アドバイザーによる評価として、測定した児童・生徒全員が「健康に影響を与えるような数値ではない」との専門的な知見が示されている（乙D共514）。

ウ 水道水・食品等の放射性物質モニタリング検査結果

(ア) 計測結果

水道水については、平成23年3月19日及び同月21日の厚生労働省健康局水道課長通知により放射性物質に係る指標値が定められ、放射性ヨウ素300ベクレル/キログラム（乳児の摂取は100ベクレル/キログラム）、放射性セシウム200ベクレル/キログラムとされていた（乙D共515）。

飲料水の摂取指標値は毎日1年間飲み続けると仮定し、それでも心配する必要がない濃度を指標値として設定したものであり、指標値を超えた水道水を飲んでも直ちに健康に影響が出ることはない。また、妊婦、授乳中の女性が200ベクレル/キログラム前後の放射性物質を含む水を長期にわたって飲み続けても健康被害は起こらないと推定されている（乙D共63）。

郡山市の水道水の放射性物質モニタリング検査によれば、本件事故直後（平成23年3月21日）に豊田浄水場において乳児の摂取指標値である100ベクレル/キログラムを超える放射性ヨウ素が検出されたが、その後数値が低下したことから、平成23年3月25日に摂取制限は解除された。その後も水道水モニタリング検査を実施しているが、同年4月17日以降放射性ヨウ素及び放射性セシウムは検出されていない（乙D共167・71～72頁）。

したがって、仮に指標値を超えた水道水を数週間程度飲み続けた者がいたとしても（ただし上述のように、平成23年3月25日に摂取制限は解除されており、指標値を超える状況が数週間続いたという事実自体がない。）、健康に影響がない。

(イ) 市民に対する情報提供

これらの水道水の放射性物質モニタリング検査結果は、郡山市の広報誌

や厚生労働省のホームページにおいて市民に対し情報提供されている（乙D共303・3頁、乙D共551）。また、平成23（2011）年8月号の広報誌では、「水道水を乳幼児や妊婦、母乳を与えている母親などが飲んでも大丈夫ですか。」との質問に対して、「市では…1日おきに検査を実施して」おり、「検査の結果、4月17日以降は放射性ヨウ素、放射性セシウムとも検出されていませので、乳幼児や妊婦の方なども通常どおり、ご使用いただけます」との情報提供がなされている（乙D共304・7頁）。

また、平成23（2011）年10月号では、「市民の皆さんの安全・安心な生活のために」とのタイトルで、市の水道は「放射性物質が含まれない安全な水道水」であること、検査を実施して放射性物質は不検出であること、最新の検査結果が市のウェブサイトやテレビのテロップ等により掲載されること等が情報提供されている（乙D共189の4・4頁）。

エ ホールボディカウンタによる内部被ばく線量の計測結果

（ア）計測結果

福島県が実施するホールボディカウンタによる内部被ばく検査によれば、郡山市では平成24年3月実施分について817人が検査を受け、その全員の預託実効線量が1ミリシーベルト未満であり、健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ており、その後、平成31年3月31日までの累計3万4144人の検査結果についても、全員の預託実効線量が1ミリシーベルト未満であった（乙D共516、乙D共370・5頁）。

郡山市においても平成24年6月からホールボディカウンタによる内部被ばく検査を実施しており、令和4年3月末現在で福島県実施分の検査と合わせて延べ18万0214人の市民が検査を受けたが、全員が預託実効線量は1ミリシーベルト未満となっている（乙D共517）。

(イ) 市民に対する情報提供

福島県が実施するホールボディカウンタによる内部被ばく検査の結果は、過去の検査結果について福島県のホームページ内の「ふくしま復興ステーション」において公表され、誰でも閲覧可能な状況に置かれている。また、郡山市が独自に実施する同検査の結果についても、同市のホームページにおいて公表されている（乙D共517）。

オ 小括

このように、郡山市においては、少なくとも平成23年3月25日以降、3.8マイクロシーベルト／時間（仮に1年間継続して同放射線量を計測したとすれば、避難の基準となる年間20ミリシーベルトに相当する。）を超える空間放射線量は観測されておらず、より実効線量に近い個人積算線量については平成23年度であっても年間1ミリシーベルト程度であり、水道水の放射性物質モニタリング検査結果や、内部被ばく線量の検査結果も低いレベルにとどまっており、このように外部被ばくであっても内部被ばくであっても極めて低いレベルの放射線量が健康に影響を与えるものではないことは明らかである。

また、郡山市に居住し続けても本件事故による放射線が健康に影響を与えるものではないことは、広く情報提供され、通常人であれば認識し得た。

(3) 本件地震による被害の状況

郡山市では、平成23年3月11日に発生した地震及びその後の余震により、建物の倒壊等及びライフラインに被害が生じ、断水戸数は市内約3万7000戸に及んだが、上下水道については平成23年4月1日、電力については同年3月12日、都市ガスについては同月26日までにいずれも復旧した。



県道沿線の建物倒壊（郡山市陸山地区内）

本件地震の影響で市立小・中学校の校舎、体育館等が一部損壊したことから、児童生徒の安全確保のため、休校や卒業式の延期がされたが、平成23年3月24日には休校していた学校も再開し、同月31日には延期されていた卒業式も執り行われ、同年4月11日には市外からの転入児童・生徒442名を受け入れて、全小・中学校の新学期が始まった。市内の公

立保育所と民間認可保育所も一部を除き同年3月24日には開所し、同月28日には全て開所している（以上、乙D共167・28～33頁、乙D共303、乙D共413・48頁）。

（４）避難の状況

郡山市で自主的避難を実施したのは、平成23年3月15日の時点で5068名（本件地震による自主的避難者を含む）、人口比1.5パーセントにとどまり、18歳未満の避難者数も、平成24年4月1日時点において2801名、平成23年3月1日時点の18歳未満人口のうち4.7パーセントにとどまっている（乙D共148・3～4頁、乙D共150の1、乙D共151）。なお、前記（３）記載のとおり、郡山市は本件地震及びこれに続く大規模な余震によって甚大な被害を被っており、上記避難者については本件地震及び余震による避難者を相当程度含むものである。

他方、郡山市では市外からの避難者の受入支援を行っており、平成23年3月15日の時点で他地域から1956名、また、同年12月16日時点で原発避難者特例法に基づく指定13市町村（いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾

村及び飯館村) から 9 1 1 7 名の避難者を受け入れている (乙D 共 1 4 8 ・ 5 頁、乙D 共 1 6 7 ・ 5 5 頁)。これらの避難者についても本件地震及び本件津波による避難者を多く含んでいる。

(5) 社会的活動の状況

郡山市内では、同年 3 月 2 4 日から郡山市内の公立保育所と民間認可保育所が一部を除き開所し、同月 2 8 日にはすべて開所している。また、同月 3 1 日に市立小学校の卒業式が行われており、同年 4 月 1 1 日には市外からの転入児童・生徒 4 4 2 名を受け入れて、小・中学校の始業式及び入学式が行われ、新学期が始まっている (乙D 共 3 0 3 ・ 表紙、3 頁)。

郡山市内では、平成 2 3 年 4 月 1 7 日、開成山公園周辺では花見を楽しむ親子連れなどでにぎわいをみせ、「開成山大神宮の参道には多くの露店がならび、焼き鳥やクレープ、綿あめなどを求める客であふれた。」と報じられている (乙D 共 5 5 2)。同年 5 月以降、屋外での朝市や夕焼け市などの市場が定期的に開催されている (乙D 共 3 0 3 ・ 1 3 頁、乙D 共 1 8 9 の 1 4 ・ 1 7 頁、乙D 共 1 8 9 の 1 5 ・ 1 8 頁)。同年 6 月以降の毎月第 1 日曜日は「まちなかの日」として、なかまち夢通りでイベントが開催されており、同月 5 日には、同イベントにおいてまちなか綱引き合戦が行われ、子供から大人まで 2 5 チーム 1 4 0 名が参加したほか、県内外の B 級グルメイベントも開催され、多くの人で賑わっている (乙D 共 1 8 9 の 1 4 ・ 1 7 頁、乙D 共 1 8 9 の 1 5 ・ 1 6 頁)。

同年 6 月 4 日には郡山ユラックス熱海の温水プールの営業も再開されている (乙D 共 1 8 9 の 1 5 ・ 1 6 頁)。同月 2 7 日から同月 2 9 日にかけて、郡山総合運動場開成山野球場において、プロ野球公式戦を中心とする復興支援イベントが行われ、公式戦 2 日間 (同月 2 8 日及び 2 9 日) で約 2 万 8 0 0 0 人の観客が観戦に訪れるとともに、同月 2 7 日には県内小・中学生約 3 0

0人が参加した交流会が開催された（乙D共304・9頁）。

さらに、同年7月17日には、なかまち夢通り及び郡山駅西口駅前広場において、東日本大震災復興応援イベントよさこい踊り流しが開催され、同月27日から31日には、開成山公園内の自由広場において大人も子供も楽しめるサマーフェスタ IN KORIYAMAビール祭が開催されている（乙D共189の15・18頁）。

同年8月4日から6日には郡山駅前大通りを中心に「郡山うねめまつり」が、同月9日及び10日には磐梯熱海温泉街の会場で「萩姫まつり」が、同月6日には富久山町阿武隈川河川敷多目的広場、同月14日には安積町の郡山カルチャーパークで花火大会が相次いで開催されている（乙D共304・14～15頁、乙D共305・9頁）。

（6）復興の状況

郡山市においては本件地震によりライフラインに被害が生じたが、上下水道については平成23年4月1日、電力については同年3月12日、都市ガスについては同月26日までにいずれも復旧した（乙D共167・29～33頁）。

郡山市の自動車保有台数は、平成22年から平成30年にかけて次のとおり推移しており（単位は台、いずれも3月31日時点）（乙D共165の1～9）、平成23年以降一貫して増加傾向にある。

このことは、郡山市における消費活動、経済活動が本件事故後も活発に行われていることを示している。

（単位：台）

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
248,012	249,550	262,285	258,078	263,714	268,023	271,004	273,420	274,347

郡山市における新設住宅着工戸数は、平成22年から平成30年にかけて次のとおり推移しており（単位は戸、乙D共166の1～9）、平成24年から平成27年にかけて増加し、その後減少に転じているものの本件事故前の水準を上回っている。

このことは、復興に向けての旺盛な経済活動がなされていることを示すものである。

（単位：戸）

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
2,031	1,653	1,985	2,484	2,730	3,107	2,895	2,899	2,461

（7）小括

以上のとおり、本件事故後の空間放射線量については、引き続き郡山市に居住して生活することに支障がない状況で推移しており、平成23年3月15日時点の避難者数は本件地震によるものも含め住民人口の1.5パーセントにとどまっている。

また、上記の空間放射線量の状況及び同市内における放射線量では健康影響があるとは考えられないことについては市民生活上も広く認識され、そのため、郡山市の大多数の住民が避難せず、同月28日から市内の保育所は全て開所しており、平成23年度には屋外での各種イベントも複数行われ、子供を含む多数の住民が参加している実情にある。

以上の状況からすれば、郡山市に居住していた住民が、なんらかの恐怖心や不安を抱いたとしても、それが客観的状況下で合理的に認められるものであったとは言い難く、違法な利益侵害があったとは言えない。また、仮に何らかの利益侵害が認められる余地があるとして、どんなに遅くとも本件事故直後（具体的には平成23年4月22日頃まで）を除き、郡山市に居住していた住民が、本件事故の放射線の影響によって、抽象的な危惧感や不安感を

感じることもあり得るという程度を超えて、平均的・一般的な人の視点に立って、慰謝料の賠償をもって慰謝すべき相当程度の恐怖や不安を感じざるを得ない客観的な状況に置かれていたものとは評価することはできず、違法な利益侵害があったとは言えない。

2 福島市

(1) 本件原発からの距離

福島市は、本件原発から半径約50キロメートルないし約90キロメートルの地点に位置する自治体である（乙D共148・1頁）。

(2) 空間放射線量等の状況

ア 空間放射線量の推移

(ア) 計測結果

福島市の平成23年の空間放射線量は次のとおりである（乙D共418の1～10）。

単位： $\mu\text{Gy/h} \equiv \mu\text{Sv/h}$ （マイクログレイ/時間 $\equiv$ マイクロシーベルト/時間）

3月11日	3月12日	3月13日	3月14日	3月15日	3月16日	3月17日
—	—	0.05	0.05	0.09	19.80	13.90
3月18日	3月19日	3月20日	3月21日	3月22日	3月23日	3月24日
11.70	9.80	9.17	7.39	6.50	5.79	4.96
3月25日	3月26日	3月27日	3月28日	3月29日	3月30日	3月31日
4.41	3.81	3.64	2.87	3.02	2.89	2.40
4月1日	4月6日	4月11日	4月16日	4月21日	4月26日	5月1日
2.44	2.07	1.95	1.94	1.72	1.63	1.61
5月16日	6月1日	6月16日	7月1日	7月16日	8月1日	8月16日
1.53	1.38	1.35	1.25	1.15	1.20	1.15

9月1日	9月16日	10月1日	10月16日	11月1日	11月16日	12月1日
1.02	0.97	0.97	0.93	1.00	0.98	0.96
12月16日	12月31日					
0.97	0.87					

※ 1日のうち午前9時の数値を採用。

※ 測定場所：①3月13日～8月31日の数値につき県北保険福祉事務所東側駐車場（本件原発からの距離約63km）、②9月1日以降の数値につき県北保険福祉事務所北側駐車場（同約63km）

これによれば、県北保健福祉事務所では、平成23年3月16日には19.80マイクロシーベルト／時間を測定したものの、翌週の同月23日には5.79マイクロシーベルト／時間、さらにその翌週の同月30日には2.89マイクロシーベルト／時間（年間20ミリシーベルト（時間換算値：3.8マイクロシーベルト／時間）以下）にまで急速に低減している。また、同年4月以降も、若干の上下はありながらも、4月1日には2.44マイクロシーベルト／時間、5月1日には1.61マイクロシーベルト／時間、7月1日には1.25マイクロシーベルト／時間、9月1日には1.02マイクロシーベルト／時間と推移し、同年12月31日には0.87マイクロシーベルト／時間にまで減少している。

上記の県北保健福祉事務所の空間放射線量については、同年3月22日以降、福島民報において、福島市内の空間放射線量の測定結果として公表されている（乙D共281・14枚目、23枚目、36枚目、44枚目）。

また、上記報道によれば、福島市役所においては、同年3月21日には7.30マイクロシーベルト／時間を測定したが（乙D共281・14枚目）、同月27日には3.45マイクロシーベルト／時間（乙D共281・23枚目）、同年4月6日には1.56マイクロシーベルト／時間まで低減し（乙D共317の5）、若干の上下はありながらも、同年6月20日には

1. 0.5マイクロシーベルト／時間（乙D共317の13）、同年8月1日には0.94マイクロシーベルト／時間（乙D共317の16）とさらに低減していることが情報提供されている。

さらに、ふくしま自治研修センターにおいては、同年3月21日には1.63マイクロシーベルト／時間を測定したが（乙D共281・14枚目）、同月27日には0.82マイクロシーベルト／時間まで低減し（乙D共281・23枚目）、若干の上下はありながらも、同年4月13日には0.48マイクロシーベルト／時間（乙D共281の36枚目）、同年5月30日には0.38マイクロシーベルト／時間（乙D共317の12）、同年8月1日には0.29マイクロシーベルト／時間というように推移しており（乙D共317の16）、同年8月以降は、概ね追加被ばく線量年間1ミリシーベルト（時間換算値：0.23マイクロシーベルト／時間）を大きく超えない水準で推移していると認められる。

（イ）市民に対する情報提供

上記のとおり、福島市の空間放射線量の測定結果については、福島民報等をはじめとする新聞等により報道されている。

また、福島市の広報誌では、本件事故直後である平成23年4月21日に発行された平成23年4月号において「専門家に聞く『放射線 Q & A』」と題する記事が4頁（全誌面の半分以上）にわたって設けられた。当該記事では、福島県放射線健康リスク管理アドバイザー（医学博士）の監修のもと、空間放射線量が屋内においては5～10分の1くらいに減るので実際の被ばく線量は少なくなること、現在の状況が継続すれば健康リスクが出ると言われる100ミリシーベルトまで累積される可能性はないこと、少しずつ被ばくする場合はリスクは遙かに少ないこと、100ミリグレイを下回る被ばくであれば生まれてくる新生児について心配の必要がないこと、県下に住む妊婦の胎内にいる胎児が10

0ミリグレイを上回る被ばくをするとは考えられないので、心配する必要は全くないこと（乙D共188の3・④頁）、基準値を超える放射性ヨウ素が検出された水道水を数回飲んでも心配する必要がないこと、水道水を生活用水に使うのは何ら心配ないこと、100ミリシーベルトの被ばくをした場合に数年後から数十年後にがんになるリスクが0.5パーセント程度高まるが、それは喫煙や食事などの生活習慣を原因とするがんのリスクよりも数十分の一程度の低い値であること、1時間当たりの空間放射線量が10マイクロシーベルト以下であれば子供を外で遊ばせて大丈夫であること、洗濯物については取り込むときに少し丁寧にホコリを払う程度で問題ないこと、換気システムを切るなど神経質になる必要がないこと（乙D共188の3・⑤頁）、暫定規制値を超えた食品は出荷停止の扱いとなり、市場には出回らないこと、暫定規制値は、このレベルの汚染を受けた食品を飲食し続けても健康影響がないものとして、相当の安全を見込んで設定されていることなどの情報提供がなされている（乙D共188の3・⑥頁）。

イ 個人積算線量の計測結果

（ア）計測結果

福島市においては平成23年9月に妊婦及び15歳以下の子供を対象に個人積算線量の測定を開始した。個人線量計による計測結果（3か月間における追加被ばく線量の平均値）は、平成23年度に0.26ミリシーベルト、平成24年度に0.14ミリシーベルトと極めて低い水準になっている（その後も、平成25年度に0.11ミリシーベルト、平成26年度に0.08ミリシーベルト、平成27年度に0.05ミリシーベルトと逡減している。乙D共549）。年間推計線量1ミリシーベルト未満の割合は平成23年度で52.0パーセント、平成24年度は88.7パ

ーセント、平成25年度以降は90パーセント以上である（乙D共553）。

本件事故から半年後の平成23年9月11日における福島市の空間放射線量は約1.0マイクロシーベルト／時間であり（乙D共418の7）、自然放射線量を0.04マイクロシーベルト／時間と仮定して、年間に積算すれば約8.4ミリシーベルトであるから、実効線量に近い個人積算線量と比較して遙かに高い保守的な値となっていることが理解できる。

（イ）市民に対する情報提供

福島市では、ホームページにおいて上記をはじめガラスバッジによる個人積算線量の測定結果を公表しており、市民は誰でもその結果について閲覧可能である。

ウ 水道水・食品等の放射性物質モニタリング検査結果

（ア）計測結果

福島市では、平成23年3月16日に水道水から放射性ヨウ素及び放射性セシウムが検出されたものの、摂取制限は実施されておらず、同年4月8日以降は不検出となっており、同年5月5日以降、福島県内全域において、水道水から放射性ヨウ素及び放射性セシウムは検出されていない（乙D共220、乙D共188の3）。

また、福島市では、食品持込検査の測定結果を公表しているところ、平成23年11月14日から同年12月9日に測定された541件について、放射性ヨウ素は検出されず、放射性セシウムが検出された品目についてもユズ以外は暫定規制値を下回っていた（ユズについては同年8月29日より出荷制限となっている。乙D共188の13・5頁）。

（イ）市民に対する情報提供

上記のとおり、水道水の放射性物質モニタリング結果及び食品持ち込み

検査の結果は、いずれも市のホームページや広報誌において公表されている。また、福島市の米作については、同市広報誌において、平成24年産米では全量全袋検査の結果、放射性セシウム濃度が基準値（100ベクレル／キログラム）を超えたものが41袋あったが、平成25年産米では基準値を超えたものは1袋のみであると市民に向けて情報提供がなされている（乙D共171の2・3頁）。

また、これらの水道水の放射性物質モニタリング検査結果は、厚生労働省のホームページにおいて市民に対し情報提供されている（乙D共551）。

エ ホールボディカウンタによる内部被ばく線量の計測結果

福島県が実施するホールボディカウンタによる内部被ばく検査によれば、福島市では平成24年1月実施分について430人が検査を受け、その全員の預託実効線量が1ミリシーベルト未満であり、健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ており、その後、平成31年3月31日までの累計2万4915人の検査結果についても、全員の預託実効線量が1ミリシーベルト未満であった（乙D共554、乙D共370・5頁）。

前述のとおり、県による同検査結果はホームページにおいて公表されており、誰でも閲覧可能な状況に置かれている。

オ 小括

このように、福島市においては、平成23年3月27日以降、3.8マイクロシーベルト／時間（仮に1年間継続して同放射線量を計測したとすれば、避難の基準となる年間20ミリシーベルトに相当する。）を超える値は観測されておらず、水道水の放射性物質モニタリング検査結果や、内部被ばく線量の検査結果も低いレベルにとどまっており、かつその旨の情報提供が適時になされていることに鑑みれば、かかる空間放射線量等が健康

に影響を与えるものではないことは、通常人であれば認識し得た。

(3) 本件地震による被害の状況

福島市では平成23年3月11日に発生した震度6弱の地震により、死者17人、重傷者2人、建物の全壊が744件、半壊が5557件、損壊が7688件の建物被害が発生した。



①あさひ台団地の法面崩落



②福島学院大学本館2階座屈

また、インフラ被害も発生し、電気については14万7000戸が停電し、全面復旧には同月14日まで要したが、同年4月7日の地震によって再度4077戸に停電が発生した。固定電話・携帯電話も不通地域が発生し、徐々に拡大した。水道については市内全域が断水し、本件地震発生から12日目で断水を解消した。さらに、2726戸でガス漏れが発生してガスの供給が停止され、同年3月30日に全面復旧した。加えて、本件地震から約2週間、ガソリンなどの燃料が不足した。(以上、乙D共508、乙D共173・109～110頁)。

(4) 避難の状況

福島市で自主的避難を実施したのは平成23年3月15日の時点で3234名(本件地震による自主的避難者を含む)、人口比1.1パーセントにとどまり、18歳未満の避難者数も平成24年4月1日時点で3174名、平成

23年3月1日時点の18歳未満人口のうち6.6パーセントにとどまっている（乙D共148・3～4頁、乙D共150の1、乙D共151）。なお、前記（3）記載のとおり、福島市は本件地震及びこれに続く大規模な余震によって甚大な被害を被っており、上記避難者については本件地震による避難者を相当程度含むものである。

他方で、福島市には他の地域からの避難者がいる状況にあり、他地域から平成23年3月15日時点で1837名の避難者を受け入れている（乙D共148・5頁）。これらの避難者についても本件地震及び本件津波による避難者を多く含んでいる。

（5）社会的活動の状況

福島市内では、平成23年4月6日から小・中学校の新学期が始まっている（乙D共300）。

同月16日には、福島市の花見山公園でソメイヨシノ等の花が満開になり、1万人近い観光客が訪れている（乙D共281・44枚目）。

同年5月3日及び4日には、福島市の街なか広場において「東日本大震災復興チャリティー大祭」が開催され、買い物客らで賑わっている（乙D共317の18）。同月4日及び5日には、福島市の四季の里において激励イベントが開催され、親子連れなどで賑わっている（乙D共317の19）。また、同月28日には、福島市のあづま総合体育館において「ふくしまげんきまつり」が開催され、子供たちが和太鼓演奏に挑戦するなどしている（乙D共317の20）。

同年7月8日及び9日には、福島市の飯坂温泉街において夏の恒例イベントである「ほろ酔いウォーク」が開催され、大勢の人で賑わっている（乙D共317の21）。

同年8月6日には、福島市の国道13号信夫通りにおいて「福島わらじま

つり」、同日ないし同月 8 日には、置賜町スズラン通り商店街において「福島七夕まつり」が開催され、また、同月 7 日には、阿武隈川・松川の合流地点において「ふくしま花火大会」が開催されている（乙D共301・4～5頁）。

さらに、同年 9 月 4 日には四季の里において親子向けのイベントである「消防救急フェア」が、同月 10 日には民家園において年中行事である「おつきみ」が開催されている。また、同月 11 日には福島市中央卸売市場において「青果まつり」が開催され、多くの買い物客が訪れている（乙D共302・11頁）。

（6）復興の状況

福島市では本件地震によるインフラ被害が発生したが、電気については平成 23 年 3 月 14 日、水道については同月 22 日、ガスについては同月 30 日に全面復旧した（乙D共173・109～110頁）。

福島市の自動車保有台数は、平成 22 年から平成 30 年にかけて次のとおり推移しており（単位は台、いずれも 3 月 31 日時点）（乙D共165の1～9）、平成 23 年以降、平成 29 年まで一貫して増加傾向にある。

このことは、福島市における消費活動、経済活動が本件事故後も活発に行われていることを示している。

（単位：台）

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
206,826	207,140	209,755	214,841	219,675	222,897	225,597	225,780	225,701

福島市における新設住宅着工戸数は、平成 22 年から平成 30 年にかけて次のとおり推移しており（単位は戸、乙D共166の1～9）、平成 24 年以降増加し、平成 28 年には 2895 戸にまで増加しており、その後は減少がみられるも、本件事故前と比べて大幅に増加している。

このことは、本件事故後も旺盛な経済活動がなされていることを示すものである。

(単位：戸)

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
1,637	1,313	1,488	1,864	2,216	2,113	2,895	2,089	2,103

(7) 小括

以上のとおり、本件事故後の空間放射線量、個人積算線量、内部被ばくによる預託実効線量のいずれについても、引き続き福島市に居住して生活することに支障がない状況で推移しており、平成23年3月15日時点の避難者数は本件地震によるものも含め住民人口の1.1パーセントにとどまっている。

また、上記の空間放射線量等の状況及び同市内における放射線量では健康影響があるとは考えられないことについては市民生活上も広く認識され、そのため、福島市の大多数の住民が避難せず、同年4月6日から市内の小・中学校は開校しており、平成23年度には屋外での各種イベントも複数行われ、子供を含む多数の住民が参加している実情にある。

以上の状況からすれば、福島市に居住していた住民が、なんらかの恐怖心や不安を抱いたとしても、それが客観的状況下で合理的に認められるものであったとは言い難く、違法な利益侵害があったとは言えない。また、仮に何らかの利益侵害が認められる余地があるとして、どんなに遅くとも本件事故直後（具体的には平成23年4月22日頃まで）を除き、福島市に居住していた住民が、本件事故の放射線の影響によって、抽象的な危惧感や不安感を感じることがあり得るという程度を超えて、平均的・一般的な人の視点に立って、慰謝料の賠償をもって慰謝すべき相当程度の恐怖や不安を感じざるを得ない客観的な状況に置かれていたものとは評価することはできず、違法な

利益侵害があったとは言えない。

3 いわき市

(1) 本件原発からの距離

いわき市は、本件原発から半径約20キロメートルないし約70キロメートルの地点に位置する自治体である（乙D共148・1頁）。このうち自主的避難等対象区域は本件原発から半径30キロメートル以遠の地域である。

(2) 空間放射線量等の状況

ア 空間放射線量の推移

(ア) 計測結果

いわき市の平成23年の空間放射線量は次表のとおりである（乙D共418の1～10）。

単位： $\mu\text{Gy/h} \approx \mu\text{Sv/h}$ （マイクログレイ/時間 $\approx$ マイクロシーベルト/時間）

3月11日	3月12日	3月13日	3月14日	3月15日	3月16日	3月17日
—	—	0.09	0.09	2.59	1.54	1.25
3月18日	3月19日	3月20日	3月21日	3月22日	3月23日	3月24日
1.07	0.94	0.89	2.34	2.15	1.50	1.39
3月25日	3月26日	3月27日	3月28日	3月29日	3月30日	3月31日
1.22	1.16	0.97	0.90	0.74	0.72	0.64
4月1日	4月6日	4月11日	4月16日	4月21日	4月26日	5月1日
0.58	0.45	0.37	0.35	0.28	0.27	0.26
5月16日	6月1日	6月16日	7月1日	7月16日	8月1日	8月16日
0.24	0.23	0.22	0.21	0.22	0.19	0.17
9月1日	9月16日	10月1日	10月16日	11月1日	11月16日	12月1日
0.17	0.17	0.18	0.18	0.17	0.15	0.16
12月16日	12月31日					
0.16	0.20					

※ 1日のうち午前9時の数値（午前9時に測定がない10月16日のみ同日の最大値）を採用。

※ 測定場所：いわき合同庁舎駐車場（本件原発からの距離約 43km）

これによれば、いわき合同庁舎駐車場では、平成 23 年 3 月 15 日には 2.59 マイクロシーベルト／時間（年間 20 ミリシーベルト（時間換算値：3.8 マイクロシーベルト／時間）以下）を測定したものの、翌 16 日には 1.54 マイクロシーベルト／時間に低減し、その後も、若干の上下はありながらも、同年 4 月 1 日には 0.58 マイクロシーベルト／時間、同年 5 月 1 日には 0.26 マイクロシーベルト／時間と推移し、同年 12 月 31 日には 0.20 マイクロシーベルト／時間となっている。

また、同年 3 月 22 日以降、福島民報において、いわき市内の空間放射線量の測定結果が公表されている。これによれば、いわき合同庁舎において、同月 21 日には 3.75 マイクロシーベルト／時間（乙 D 共 281・14 枚目）、同月 27 日には 1.00 マイクロシーベルト／時間（乙 D 共 281・23 枚目）、同月 30 日には 0.68 マイクロシーベルト／時間（乙 D 共 317 の 4）、同年 4 月 6 日には 0.44 マイクロシーベルト／時間（乙 D 共 317 の 5）、同月 13 日には 0.36 マイクロシーベルト／時間（乙 D 共 281・36 枚目）、同月 21 日には 0.29 マイクロシーベルト／時間まで低減し（乙 D 共 317 の 9）、若干の上下はありながらも、同年 5 月 23 日には 0.23 マイクロシーベルト／時間（乙 D 共 317 の 11）とさらに低減しており、これ以降は、概ね追加線量年間 1 ミリシーベルト（時間換算値：0.23 マイクロシーベルト／時間）を大きく超えない水準で推移していると認められる。

（イ）市民に対する情報提供

上記のとおり、いわき市の空間放射線量の測定結果については、福島民報等をはじめとする新聞等により報道され、また、同市の広報誌「広報いわき」では、放射線量測定値及びその推移が公表されている（例えば、平

成23年7月号（乙D共306）・10頁、同年9月号（乙D共307）・3頁など）。広報いわきは、各世帯に配布されているほか、各支所・公民館・郵便局等の市内各所に備えつけてあり、またインターネットでも閲覧することができる（乙D共412）。

本件地震後はじめて発行された広報いわき平成23年4月臨時号には、冒頭においていわき市長から「放射線濃度等」が「国の基準を大幅に下回るレベルで推移してきたこと」等が情報提供され、「いわきは安全だ」とのメッセージが記載されている（乙D共190の1・1頁）。

また、同号には「放射線影響などの権威である山下俊一先生による講演会」を開催したとの記事が掲載され、現在のいわき市における放射能測定値が依然として健康に影響を与えない極めて低い数値で推移しており、事故直後の県の測定値で最も高い数値（23マイクロシーベルト／時間）でも安全であり、現状のレベルでは全く安全で外出も大丈夫であること、及び、雨の日に外出し濡れたとしても健康に影響を与えないこと、平成23年4月の空間放射線量が健康影響がない数値で推移していること等が情報提供され、「市民の皆さんには、引き続き冷静な行動をお願いします」との広報がなされている（乙D共190の1・4頁）。

イ 個人積算線量の計測結果

いわき市によって平成23年時点での個人積算線量の測定結果は公表されていないが、文部科学省が福島県内の全ての学校等を対象として実施した簡易型積算線量計によるモニタリング結果を公表している。

同調査によれば、いわき市役所から直線で約300メートルに位置するひなた保育園（いわき市平字尼子町2-9）における平成23年の積算線量の平均値の推移は以下のとおりであり、いずれも0.1ミリシーベルト台で推移している（乙D共555の1～2〔表番号：506〕、同3〔表番号：50

5])。

測定期間	積算線量
6月1日～30日	0.013mSv (13.00μSv)
7月1日～31日	0.017mSv (17.00μSv)
8月1日～31日	0.018mSv (18.00μSv)

なお、上記調査結果は、文部科学省ホームページにおいて公表されており、誰でも閲覧可能な状況に置かれている。

ウ 水道水・食品等の放射性物質モニタリング検査結果

(ア) 計測結果

水道水については、被告国は、平成23年3月16日から水道水の放射性物質の測定を開始した。同月23日に被告国が定める乳児の摂取指標値を超える放射性ヨウ素が検出されたことを確認したため、いわき市は同日から乳児による水道水の飲用を控えるよう求めペットボトル水の配布を行った。同月25日以降は放射性ヨウ素の検出値が摂取指標値以下となり、同月28日に採水した市内8か所の浄水場における測定の結果いずれも指標値を大きく下回ったことから、同月31日に摂取制限は解除された。その後同年4月4日以降については、放射性ヨウ素・放射性セシウムとも不検出となっている（乙D共162・20～21頁）。

(イ) 市民に対する情報提供

広報いわき平成23年4月臨時号において、同月11日現在で放射性ヨウ素・放射性セシウムとも不検出であったことが公表され、「本市（注：いわき市）の水道水は、1歳未満の乳児を含めた全ての方に飲んでいただいても問題ありません」と市民に対し情報提供されている（乙D共190の

1・4頁)。

また、これらの水道水の放射性物質モニタリング検査結果は、厚生労働省のホームページにおいて市民に対し情報提供されている(乙D共551)。

エ ホールボディカウンタによる内部被ばく線量の計測結果

福島県が実施するホールボディカウンタによる内部被ばく検査によれば、いわき市では平成23年11月実施分について124人が検査を受け、その全員の預託実効線量が1ミリシーベルト未満であり、健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ており、その後、平成31年3月31日までの累計5万9513人の検査結果についても、全員の預託実効線量が1ミリシーベルト未満であった(乙D共556、乙D共370・5頁)。

いわき市においても平成23年11月から平成25年3月29日まで実施されたホールボディカウンタによる内部被ばく検査の結果、延べ4万6557人の市民が検査を受けたが、不検出が98.0パーセント、預託実効線量1ミリシーベルト以下の人が2.0パーセントとなっており、全て健康に影響がないとされている(乙D共557)。

前述のとおり、県による同検査結果はホームページにおいて公表されており、誰でも閲覧可能な状況に置かれている。また、いわき市の独自の検査についても、同市役所のホームページにおいて、過去の検査結果が公表されている。

オ 小括

このように、いわき市においては、平成23年3月21日以降、3.8マイクロシーベルト/時間(仮に1年間継続して同放射線量を計測したとすれば、避難の基準となる年間20ミリシーベルトに相当する。)を超える値は観測されておらず、また同年5月23日ころからは0.23マイクロ

シーベルト／時間（仮に１年間継続して同放射線量を計測したとして、追加線量年間１ミリシーベルトに相当する。）を下回っており、水道水の放射性物質モニタリング検査結果や、内部被ばく線量の検査結果も低いレベルにとどまっており、かつその旨の情報提供が適時になされていることに鑑みれば、かかる空間放射線量等が健康に影響を与えるものではないことは、通常人であれば認識し得た。

（３）本件地震及び本件津波による被害の状況

いわき市では、平成２３年３月１１日に発生した震度６弱の地震（乙Ｄ共１９０の１、乙Ｄ共３１８）及びその後の余震（マグニチュード７以上だけでも同日に３回（乙Ｄ共４５６の５・１９頁）、同年４月７日、同月１１日、同年７月１０日）が観測された。特に同年４月１１日及び１２日に発生した余震は、いわき市の断層で発生した直下型地震であり、いずれも震度６弱であった（乙Ｄ共４５６の３）。

また、同年３月１１日の地震によって複数の津波が同時に発生し、いわき市久之浜町では７．４５メートル、平豊間で８．５７メートル、岩間町で７．６６メートルの津波が襲来した（乙Ｄ共４５６の５・２９頁）。小名浜港では、「いわき・ら・ら・ミュウ」や「アクアマリンふくしま」等の建物を襲い、大きな被害を出し、低地に密集した市街地の公共施設や商店、事務所、一般

家屋などに広く浸水の影響を与えた（乙D共456の2・39～40頁、乙D共162の3・3頁）。



津波に押し流された車が永崎小の校舎の中に(3月12日)



落下した図書で通路が埋め尽くされたいわき総合図書館(3月12日)



斜面が崩壊し道路が完全にふさがれた内郷内町の市道宮沢・堀内線(4月26日)

このような地震及び津波によるいわき市の被害は、死者・行方不明者は468名となり、建物



小名浜の下神白保育所は津波で全壊したが、保育士の適切な避難誘導により子どもたちは全員無事だった(4月23日)



四倉の市営住宅梅ヶ丘団地では敷地内の一部が崩壊(4月27日)

は全壊7902棟、大規模半壊9253棟、半壊3万3146棟、一部損壊4万0879棟となり、最多避難者数は1万9813名にのぼった（乙D共162の3・3頁、乙D共507・31頁、乙D共494・1頁）。

インフラについては、本件地震によって市内ほぼ全域で約13万戸が断水し、大部分が回復しつつあるなか、同年4月11日の余震によって再度断水が発生し、ほぼ全域での復旧には同月21日まで要した。電気についても市内各地の2万0670戸が停電となり、同年3月18日に復旧したものの、同年4月11日に市内ほぼ全域の19万9731戸で再度停電が発生した。ガスについても1万5000戸余りが供給停止状態となったが、復旧に時間を要し、同月中にほとんどの地域で復旧した。通信についても基地局の停止などによって通話・通信が制限され、本件地震前とほぼ同様の状態まで回復するのに同年4月末まで要した。この他、土砂崩れなどによって道路が寸断

され、鉄道は全面運休となり、小名浜港も津波被害を被り、ガソリン不足によって物資の運搬も困難な状況になった（以上、乙D共162の1・15～19頁）。そのため、スーパーマーケット等では深刻な品不足を来した（乙D共456の2・47頁）。

また、上述した同年4月11日及び12日にいわき市で発生した直下型地震（何れも震度6弱）により、市内の多くの地域で再び停電や断水が発生し、



余震による県道の隆起（いわき市浪江町）

地盤沈下が進行し、市道の損壊も相次ぐなど、社会インフラに大きな被害が生じた。また、山崩れによって避難指示が出た地区もあり、同日から、いわき市内の全小・中学校が再び休校を余儀なくされた（一部を除き、同月18日に授業を再開）（乙D共456の3、

乙D共413の48頁）。

（4）避難の状況

いわき市で自主的避難を実施したのは平成23年3月15日の時点で1万5377名（本件地震・津波による自主的避難者を含む）、人口比4.5パーセントにとどまり、18歳未満の避難者数も平成24年4月1日時点で3641名、平成23年3月1日時点の18歳未満人口のうち6.3パーセント（同じく本件地震・津波による自主的避難者を含む）にとどまっている（乙D共148・3～4頁、乙D共150の1、乙D共151）。なお、前記（3）記載のとおり、いわき市は本件地震及びこれに続く大規模な余震並びにこれらの地震によって発生した巨大な津波によって甚大な被害を被っており、上記避難者については本件地震及び本件津波等による避難者を相当程度含むものである。

他方で、いわき市には他の地域からの避難者がいる状況にあり、他地域から平成23年3月15日時点で1万5692名の避難者を受け入れている（乙D共148・5頁）。これらの避難者についても本件地震及び本件津波による避難者を多く含んでいる。

（5）社会的活動の状況

いわき市では、本件事故から約1か月後の平成23年4月6日にいわき市内の市立小・中学校において入学式・始業式が（小学校4校及び中学校3校は市文化センターにおいて合同で実施。）、同月7日に市立幼稚園の入園式が行われた（乙D共190の1・1頁、乙D共318・3頁）。

同年4月17日からは、いわき市の県立いわき公園において、23匹のこのぼりが掲げられ、多くの家族連れが詰めかけている（乙D共317の22）。同年5月5日には、いわき市植田町本町通りで「歩行者天国」が開催され、チャリティーバザーや露店などに大勢の人出で賑わっている（乙D共317の23）。

いわき市内の施設については、同年6月20日時点で、暮らしの伝承郷やフラワーセンター、道の駅よつくら港（交流館は仮営業中）等、いわき市内の屋外の施設が再開しており（乙D共306・8～9頁）、また、同月4日に、ポールラッシュ ドリーム プロジェクト「世界最大級のオルゴール&野外バレエの競演」という野外イベントが、南の森スポーツパークで開催された（乙D共306・背表紙）。

同年6月11日には、道の駅よつくら港において、「灯そうふくしまに光を」が、また、同年8月11日には、小名浜港及びいわき平競輪場において、「LIGHT UP NIPPON いわき復興・追悼花火」が開催されており、東日本大震災の復興に関する屋外イベントが開催されるようになっている（乙D共306・背表紙、乙D共307・表紙、背表紙）。

同年8月には、いわき市内において、「平七夕まつり」や「じゃんがら鎮魂祭」、「いわき回転櫓盆踊大会」、「いわきおどり小名浜大会」、「元気だっぺゆもと復興ふえすていぼる」、「じゃんがら念仏踊り」等、多くの夏祭りが開催されており、子供を含む若者が多数参加している（乙D共307・10～11頁）。

平成24年2月3日には、檜葉町からの避難者が入居する平作町の応急仮設住宅で、「節分防災豆まき会」が開催され、幼稚園児たちがこれに参加しており、同月4日から同月6日までの間にいわき市中之作字川岸地区において、民家の軒先に、多くのつるし雛が飾られる「つるし雛飾り祭」が行われた（乙D共308・表紙、裏表紙）。

同月12日には、「第3回いわきサンシャインマラソン」が開催され、当日は6785名のランナーが、フルマラソンや、10キロメートル、5キロメートル、2キロメートル親子等の各種目に参加した（乙D共308・2～3頁）。

また、このような本件事故後のいわき市内の状況を窺うことができる資料として、「タウンマガジンいわき」（乙D共558の1～5）の平成23（2011）年6月号（乙D共558の1）の16～21頁では、同年4月25日から5月13日までを調査期間としていわき市内で街行く人々の声を拾ったインタビュー記事が掲載されており、子供・学生を含む各年齢層のいわき市内在住の方々の声が写真付きで6頁にわたって紹介され、それぞれいわき市内での生活でそれぞれの自己実現等を図る意欲について述べられている。同22頁以降では、いわき市内での飲食店舗・物販店舗等の紹介記事や広告記事、各種イベント告知、求人情報等が数多く掲載されており、このころのいわき市内が平常な日常生活を営むことができる状況にあり、現に大多数の市民等により社会活動が平常通り営まれていたことを示している。

(6) 復興の状況

いわき市においては本件地震によりライフラインに被害が生じたが、水道については平成23年4月21日（津波や地滑りの被害で復旧が困難な地域を除く。）、電力については同月28日、都市ガス及び通信については同年4月中にいずれも復旧した（乙D共162の1・15～19頁）。

いわき市においては、本件地震及び本件津波により、道路や橋梁といった社会基盤に被害を受けたが、平成23年10月に市復旧計画を策定し、これにより、社会基盤等の復旧が進められ、地震補強事業、震災復興土地区画整理事業、防災集団移転促進事業、復興道路整備事業、災害公営住宅整備事業等の事業が行われている（乙D共161の1～3）。

いわき市の自動車保有台数は、平成22年から平成30年にかけて次のとおり推移しており（単位は台、いずれも3月31日時点）（乙D共165の1～9）、平成23年以降一貫して増加傾向にある。

このことは、いわき市における消費活動、経済活動が本件事故後も活発に行われていることを示している。

（単位：台）

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
259,095	258,732	260,888	267,157	271,784	276,754	280,966	283,181	284,169

いわき市における新設住宅着工戸数は、平成22年から平成30年にかけて次のとおり推移しており（単位は戸、乙D共166の1～9）、平成24年、平成25年と急増して、その後は減少がみられるも、本件事故前と比べて大幅に増加している。

このことは、復興に向けての旺盛な経済活動がなされていることを示すものである。

(単位：戸)

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
1,712	1,514	3,191	4,608	3,933	3,042	3,420	3,448	2,417

(7) 小括

以上のとおり、本件事故後の空間放射線量及び内部被ばくによる預託実効線量のいずれについても、引き続きいわき市に居住して生活することに支障がない状況で推移しており、平成23年3月15日時点の避難者数は本件地震及び本件津波によるものも含め住民人口の4.5パーセントにとどまる一方で、多くの避難者を受け入れている状況にある。

また、上記の空間放射線量等の状況及び同市内における空間放射線量では健康影響があるとは考えられないことについては市民生活上も広く認識され、そのため、いわき市の大多数の住民が避難せず、同年4月6日から市内の小・中学校は開校しており、平成23年度には屋外での各種イベントも複数行われ、子供を含む多数の住民が参加している実情にある。

以上の状況からすれば、いわき市に居住していた住民が、なんらかの恐怖心や不安を抱いたとしても、それが客観的状況下で合理的に認められるものであったとは言い難く、違法な利益侵害があったとは言えない。また、仮に何らかの利益侵害が認められる余地があるとして、どんなに遅くとも本件事故直後（具体的には平成23年4月22日頃まで）を除き、いわき市に居住していた住民が、本件事故の放射線の影響によって、抽象的な危機感や不安感を感じることがあり得るという程度を超えて、平均的・一般的な人の視点に立って、慰謝料の賠償をもって慰謝すべき相当程度の恐怖や不安を感じざるを得ない客観的な状況に置かれていたものとは評価することはできず、違法な利益侵害があったとは言えない。

4 須賀川市

(1) 本件原発からの距離

須賀川市は、本件原発から半径約50キロメートルないし約80キロメートルの地点に位置する自治体である（乙D共148・1頁）。

(2) 空間放射線量等の状況

ア 空間放射線量の推移

(ア) 計測結果

須賀川市内の空間放射線量は次表のとおりである（乙D共314の1～2、乙D共131の7・20～31頁、乙D共560の1～8）。

単位： $\mu\text{Gy/h} \div \mu\text{Sv/h}$ （マイクログレイ/時間 $\div$ マイクロシーベルト/時間）

3月11日	3月12日	3月13日	3月14日	3月15日	3月16日	3月17日
—	—	—	—	—	—	—
3月18日	3月19日	3月20日	3月21日	3月22日	3月23日	3月24日
1.96	1.24	0.98	0.96	0.83	0.76	0.67
3月25日	3月26日	3月27日	3月28日	3月29日	3月30日	3月31日
0.63	0.57	0.56	0.49	0.46	0.47	0.43
4月1日	4月6日	4月11日	4月16日	4月21日	4月26日	5月1日
0.41	0.37	0.35	0.31	0.32	0.32	0.32
5月16日	6月1日	6月16日	7月1日	7月16日	8月1日	8月16日
0.28	0.30	0.26	0.25	0.24	0.23	0.23
9月1日	9月16日	10月1日	10月16日	11月1日	11月16日	12月1日
0.21	0.91	0.93	0.87	0.82	0.88	0.86
12月16日	12月31日					
0.86	0.84					

※ 特定の時間に測定がなされていないことから1日の測定値のうち最大値を採用。

※ 測定場所：①3月18日～9月1日は須賀川市役所（本件原発からの距離約60km）、②9月16日以降の数値は須賀川市役所長沼支所（同約74km）。

須賀川市の災害情報や広報誌によれば、同市にある福島空港の測定地点において、同年３月１８日には１．５５マイクロシーベルト／時間を計測したが、同月２２日には０．３９マイクロシーベルト／時間まで低減し（乙D共３２２の１・２頁）、若干の上下はありながらも、同年４月１４日には０．２８マイクロシーベルト／時間（乙D共３２２の３・１頁）、同年５月１０日には０．２５マイクロシーベルト／時間（乙D共３２３の１・８頁）の空間放射線量で推移している。

また、須賀川市役所での測定地点では、同年３月１８日には１．９６マイクロシーベルト／時間を記録して以降、同年３月２５日に０．６３マイクロシーベルト／時間、同月３１日には０．４３マイクロシーベルト／時間、同年４月２６日には０．３２マイクロシーベルト／時間と推移しており、これらの数値はいずれも（１年間継続して同放射線量を計測したとすれば、避難の基準となる）年間２０ミリシーベルトの水準（時間換算値：３．８マイクロシーベルト／時間）を大幅に下回るものである。

（イ）市民に対する情報提供

須賀川市では、本件事故直後より、須賀川市長から市民に向けて本件事故に関する情報提供がなされており、平成２３年３月１６日以降から「現段階では当地域への影響レベルは低く、健康に影響を与える状況にはありません」「過剰に反応することなく、冷静な対応をお願いいたします」との旨のメッセージが提供されている（乙D共３１９～乙D共３２１）。

さらに、本件事故直後の同年３月下旬に発行された須賀川市発行の災害情報誌（乙D共３２２の１）に「放射線の量と影響」との記事を掲載し、胸部X線検診（１回）やCTスキャンで６．９０ミリシーベルト（６９００マイクロシーベルト）、東京・ニューヨーク間の航空機旅行（往復）で０．１９ミリシーベルト（１９０マイクロシーベルト）の放射線被ばくを受けることになることが、須賀川市の放射線量（平成２３年３月２２日におけ

る福島空港の放射線量：0.39マイクロシーベルト／時間）との対比で説明されるなどの情報提供もあわせてなされている。

イ 個人積算線量の計測結果

須賀川市における平成23年9月6日又は7日から同年11月7日又は8日まで並びに同年11月7日又は8日から平成24年2月7日又は8日までの個人線量計による計測結果（概ね2か月間における追加被ばく線量の平均値）は、全体の平均値が0.15ミリシーベルト、最高値でも0.72ミリシーベルトであり、0.00～0.09ミリシーベルトであった人の人数が全体の41.14パーセントを占めている（乙D共559）。

そして、本件事故の影響に関しては、平成23年3月17日以降、市の災害情報や広報誌において、須賀川市内の測定地点を含む空間放射線量が公表されている（乙D共322の1～4、乙D共323の1～6）。

同調査結果は、同市のホームページに掲載され、市民の誰もが閲覧可能な状況に置かれている。

ウ 水道水・食品等の放射性物質モニタリング検査結果

（ア）計測結果

須賀川市においては、平成23年3月21日以降水道水の放射性物質量を調査したが、放射性ヨウ素、放射性セシウムとも乳児の基準値（放射性ヨウ素について100ベクレル／キログラム）を上回ったことはない（乙D共322の2～3）。

（イ）市民に対する情報提供

平成23年3月21日から市内の水道水の放射性物質量を調査し、同年4月6日以降いずれの測定地点においても「検出限界値未満」となっていることが公表されている（乙D共322の2～4）。

また、平成23年8月発行の須賀川市の広報誌においては、「本市（注：須賀川市）の水は安全です」、「水道水は、国が1日おきに検査を実施しており、放射性物質は検出されていません。また、井戸水は、全県的にサンプリング調査を実施し、同じく放射性物質は検出されませんでした」などと周知されている（乙D共323の4・12頁）。

さらに、これらの水道水の放射性物質モニタリング検査結果は、厚生労働省のホームページにおいて市民に対し情報提供されている（乙D共551）。

エ ホールボディカウンタによる内部被ばく線量の計測結果

福島県が実施するホールボディカウンタによる内部被ばく検査によれば、須賀川市では平成24年1月実施分について490人が検査を受け、その全員の預託実効線量が1ミリシーベルト未満であり、健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ている。その後、平成31年3月31日までの累計9227人の検査結果についても、全員の預託実効線量が1ミリシーベルト未満であった（乙D共554、乙D共370・5頁）。

前述のとおり、県による同検査結果はホームページにおいて公表されており、誰でも閲覧可能な状況に置かれている。

オ 小括

このように、須賀川市においては、3.8マイクロシーベルト／時間（仮に1年間継続して同放射線量を計測したとすれば、避難の基準となる年間20ミリシーベルトに相当する。）を超える値が観測されておらず、水道水の放射性物質モニタリング検査結果や、内部被ばく線量の検査結果も低いレベルにとどまっており、かつその旨の情報提供が適時になされていることに鑑みれば、かかる空間放射線量等が健康に影響を与えるものではな

いことは、通常人であれば認識し得た。

(3) 本件地震による被害の状況

須賀川市では、平成23年3月11日に発生した震度6強の地震及びその後の余震によって、全壊1249棟、大規模半壊418棟、半壊3085棟、一部損壊1万0570棟の合計1万5322棟という甚大な住家被害が生じた（乙D共495、乙D共504）。



建物の被災状況（加治町地内）



建物の被災状況（本町地内）



家屋の被災状況（南町地内）

また、市庁舎の建物は、本件地震によって使用不能となる被害を受け、市庁舎の機能の大部分が停止した（乙D共504・24頁）。



市役所庁舎の被災状況（１階）



市役所庁舎の被災状況（２階）

さらに、本件地震により断水件数２万５７７１件、断水人口７万３１１９人という市内全域での断水が発生したほか、落橋、道路各所や鉄道各線の不通といった交通面での被害も生じた（乙Ｄ共５０４・２４頁、８８頁）。



道路の被災状況（八幡山地区内）

（４）避難の状況

須賀川市で自主的避難を実施したのは平成２３年３月１５日の時点で１１３８名（本件地震による自主的避難者を含む）、人口比１．４パーセントにとどまり、１８歳未満の避難者数も平成２４年４月１日時点で１８２名、平成２３年３月１日時点の１８歳未満人口のうち１．３パーセントにとどまっている（乙Ｄ共１４８、乙Ｄ共１５０の１、乙Ｄ共１５１）。なお、前記（３）

記載のとおり、須賀川市は本件地震及びこれに続く大規模な余震によって甚大な被害を被っており、上記避難者については本件地震による避難者を相当程度含むものである。

他方で、須賀川市には他の地域からの避難者がいる状況にあり、他地域から平成23年3月15日時点で150名の避難者を受け入れている（乙D共148・5頁）。これらの避難者についても本件地震及び本件津波による避難者を多く含んでいる。

（５）社会的活動の状況

須賀川市内では、平成23年4月6日から小・中学校の新学期が開始されており（乙D共322の1・2頁）、本件地震の影響で建物の一部が破損した小学校も、仮設校舎が建築されている（乙D共323の3・裏表紙）。

また、須賀川市内では、同年4月28日須賀川牡丹園が開園し無料で公開され、同園では同年5月14日に復興ライブが行われ、多くの市民が来園した（乙D共323の1～2）。同年7月14日に「きうり天王祭」が、同年8月15日には毎年恒例の「市民よさこい・盆おどり大会」が行われ、子供たちも含めて多くの市民が参加している。同月20日には「第33回市釈迦堂川全国花火大会」が行われた（乙D共323の4～5）。

同年9月10日には、「須賀川秋祭り」や「長沼まつり」が行われ、同年11月12日に行われた日本三大火祭りの1つである「須賀川の松明あかし」では、14万人もの観衆が訪れるなど（乙D共323の6～8）、社会活動も盛んに行われている。

（６）復興の状況

須賀川市では本件地震により道路や上下水道などにインフラ被害が発生したが、水道も徐々に復旧し、上水道は平成23年3月25日には一部を除き

全域で配水可能となり（乙D共504・31頁）、同年4月には市内全域で配水可能となっている（乙D共323の1～2）。

平成23年7月には、須賀川市の震災復興計画の柱が広報誌に掲載されており、これによれば、①都市基盤の再構築や住宅再建等の市民の生活再建、②農業施設の復旧をはじめとした産業の復興、③災害に強い街づくりとして安全・安心なまちづくりの推進が挙げられている（乙D共323の3・2～3頁）

須賀川市の自動車保有台数は、平成22年から平成30年にかけて次のとおり推移しており（単位は台、いずれも3月31日時点、乙D共165の1～9）、平成22年以降一貫して増加傾向にある。

このことは、須賀川市における消費活動、経済活動が本件事故後も活発に行われていることを示している。

（単位：台）

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
63,387	63,413	64,138	65,490	66,649	67,887	68,341	68,217	68,337

須賀川市における新設住宅着工戸数は、平成22年から平成30年にかけて次のとおり推移しており、平成23年、平成24年と大幅に増加しており、その後は増減があるものの、本件事故前と比較して増加している（単位は戸、乙D共166の1～9）。

このことは、須賀川市において本件事故後も旺盛な経済活動がなされていることを示すものである。

（単位：戸）

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
356	446	585	470	552	544	454	442	408

(7) 小括

以上のとおり、本件事故後の空間放射線量、個人積算線量、内部被ばくによる預託実効線量のいずれについても、引き続き須賀川市に居住して生活することに支障がない状況で推移しており、平成23年3月15日時点の避難者数は本件地震によるものも含め住民人口の1.4パーセントにとどまっている。

また、上記の空間放射線量等の状況及び同市内における空間放射線量では健康影響があるとは考えられないことについては市民生活上も広く認識され、そのため須賀川市の大多数の住民が避難せず、同年4月6日から市内の小・中学校は開校しており、平成23年度には屋外での各種イベントも複数行われ、子供を含む多数の住民が参加している実情にある。

以上の状況からすれば、須賀川市に居住していた住民が、なんらかの恐怖心や不安を抱いたとしても、それが客観的状況下で合理的に認められるものであったとは言い難く、違法な利益侵害があったとは言えない。また、仮に何らかの利益侵害が認められる余地があるとして、どんなに遅くとも本件事故直後（具体的には平成23年4月22日頃まで）を除き、須賀川市に居住していた住民が、本件事故の放射線の影響によって、抽象的な危惧感や不安感を感じることがあり得るという程度を超えて、平均的・一般的な人の視点に立って、慰謝料の賠償をもって慰謝すべき相当程度の恐怖や不安を感じざるを得ない客観的な状況に置かれていたものとは評価することはできず、違法な利益侵害があったとは言えない。

5 伊達市

(1) 本件原発からの距離

伊達市は、本件原発から半径約40キロメートルないし約70キロメートルの地点に位置する自治体である（乙D共148・1頁）。

(2) 空間放射線量等の状況

ア 空間放射線量の推移

(ア) 計測結果

伊達市内の空間放射線量は次表のとおりである(乙D共314の1～2、
乙D共560の1～8)。

単位： $\mu\text{Gy/h} \div \mu\text{Sv/h}$ (マイクログレイ/時間 $\div$ マイクロシーベルト/時間)

3月11日	3月12日	3月13日	3月14日	3月15日	3月16日	3月17日
—	—	—	—	—	—	7.35
3月18日	3月19日	3月20日	3月21日	3月22日	3月23日	3月24日
7.98	6.32	5.40	4.48	4.41	3.69	3.34
3月25日	3月26日	3月27日	3月28日	3月29日	3月30日	3月31日
3.21	3.09	2.71	2.22	2.28	2.09	2.05
4月1日	4月6日	4月11日	4月16日	4月21日	4月26日	5月1日
2.00	1.57	1.46	1.29	1.17	1.13	1.23
5月16日	6月1日	6月16日	7月1日	7月16日	8月3日	8月16日
0.96	1.06	1.89	1.82	1.75	1.77	1.57
9月1日	9月16日	10月1日	10月16日	11月1日	11月16日	12月1日
1.62	1.53	1.56	1.44	1.44	1.47	1.40
12月16日	12月31日					
1.38	1.25					

※ 1日のうちの2回目の数値を採用。

※ 測定場所：①3月17日～6月1日は伊達市役所（本件原発からの距離約60km）、②6月16日以降の数値は伊達市下小国中央集会場（同約55km）。

これによれば、伊達市役所では、平成23年3月18日時点で7.98マイクロシーベルト/時間を記録し、その後は同月22日には4.41マイクロシーベルト/時間であったものの、同月23日には3.69マイクロシーベルト/時間、同年4月1日には2.00マイクロシーベルト/時

間、同年5月1日には1.23マイクロシーベルト/時間と推移し、同年6月1日には1.06マイクロシーベルト/時間となっており、(1年間継続して同放射線量を計測したとすれば、避難の基準となる)年間20ミリシーベルトの水準(時間換算値:3.8マイクロシーベルト/時間)を下回るものである。

また、上記空間放射線量の推移については伊達市臨時広報誌においても、広報されている(乙D共324の1~6)。

さらに、伊達市では、こども部関連施設(幼稚園等)や教育委員会関連施設(中学校等)の空間放射線量測定結果を公開する(乙D共325の1~4、乙D共326の1~6)とともに、学校給食モニタリング事業の測定結果を公開する(乙D共327の1~5)など、子供に関連するものに特化した情報公開が継続して行われている。

これによれば、例えば、伊達市内にある伊達幼稚園(園庭中央)における空間放射線量は、平成23年4月25日には1.46マイクロシーベルト/時間であったが、同年5月25日には0.96マイクロシーベルト/時間、同年6月25日には0.82マイクロシーベルト/時間まで低減し(乙D共325の1)、伊達小学校(校庭中央)においても、同様に、同年4月27日には1.55マイクロシーベルト/時間であった空間放射線量は、同年5月25日には1.10マイクロシーベルト/時間、同年6月25日には1.03マイクロシーベルト/時間と低減しており(乙D共326の1)、概ね同年9月以降は、大部分の幼稚園、保育園、小・中学校において、追加線量年間1ミリシーベルト(時間換算値:0.23マイクロシーベルト/時間)の水準を下回っている(乙D共325の2、乙D共326の2)。

(イ) 市民に対する情報提供

上記のとおり、伊達市では、本件事故直後の平成23年3月21日より、

臨時広報誌（災害対策号）が発行され、市民に向けて本件事故に関する情報提供がなされており、同日から「現在の伊達市における放射線量は『健康に影響がない』状況であると言えます」との情報が提供されている（乙D共324の1）。

さらに、伊達市の平成23年4月22日発行の臨時広報誌（災害対策号）においても、「この地域は、年間100ミリシーベルト以下の地域です。広島・長崎のデータを基に分析すると年間100ミリシーベルト以下なら心配ない数値です。その中で、安全基準を年間20ミリシーベルト以下と定めていますが、20ミリシーベルトを超えたからすぐ危険であるとはなりません。仮に50ミリシーベルトになったとしてもがんになる確率はほぼゼロに等しいです。過剰な心配や無用な不安による影響の方がかえって精神衛生上良くありません。発がんの原因は、放射線以外にも、タバコ、酒、ウィルス、生活習慣などがあり、100ミリシーベルト以下の場合には、発がんに対する影響があることは証明されていません。」との、福島県放射線健康リスク管理アドバイザーの山下俊一氏の説明が紹介されている（乙D共324の4）。

イ 個人積算線量の計測結果

伊達市によって平成23年時点での個人積算線量の測定結果は公表されていないが、文部科学省が福島県内の全ての学校等を対象として実施した簡易型積算線量計によるモニタリング結果を公表している。

同調査によれば、伊達市役所に近接する伊達小学校（伊達市館ノ内20）における平成23年の1か月間の積算線量の平均値の推移は以下のとおりであり、いずれも0.1ミリシーベルト台で推移している（乙D共555の1～3〔表の番号：878〕）。

測定期間	積算線量
6月1日～30日	0.016mSv (16.00 μ Sv)
7月1日～31日	0.013mSv (13.00 μ Sv)
8月1日～31日	0.016mSv (16.00 μ Sv)

なお、上記調査結果は、文部科学省ホームページにおいて公表されており、誰でも閲覧可能な状況に置かれている。

ウ 水道水の放射性物質モニタリング検査結果

飲用水についても水質検査が実施されており、平成23年3月28日発行の伊達市広報誌（災害対策号）において、布川水源（月舘簡易専用水道）を利用する布川・御代田・月舘石行地区についてのみ平成23年3月21日及び同月25日に乳児飲用基準値（100ベクレル／キログラム）以上の放射性ヨウ素が検出され、同年4月1日まで飲用制限がなされていたが（同地区以外が利用する摺上川ダムからの水道については基準値を超えたことはなく飲用制限もない。）、飲用に問題ない数値に安定したとして同日に飲用制限は解除されたことが公表されている（乙D共324の2、3）。

そして、同月13日以降、いずれの水道水においても放射性ヨウ素は不検出であることについても情報が提供されている（乙D共324の4）。

また、これらの水道水の放射性物質モニタリング検査結果は、厚生労働省のホームページにおいて市民に対し情報提供されている（乙D共551）。

エ ホールボディカウンタによる内部被ばく線量の計測結果

福島県が実施するホールボディカウンタによる内部被ばく検査によれば、伊達市では平成23年10月実施分について55人が検査を受け、その全員の預託実効線量が1ミリシーベルト未満であり（乙D共561）、健康に影響

が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ていた。また、平成24年3月実施分について2305人が検査を受け、その全員の預託実効線量が1ミリシーベルト未満であり、健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ており、その後、平成31年3月31日までの累計7913人の検査結果についても、7910人の預託実効線量が1ミリシーベルト未満、預託実効線量が1ミリシーベルトの者が2人、2ミリシーベルトの者が1人で、「全員、健康に影響が及ぶ数値ではありませんでした」と結論づけられている（乙D共516、乙D共370・5頁）。

前述のとおり、県による同検査結果はホームページにおいて公表されており、誰でも閲覧可能な状況に置かれている。

オ 小括

このように、伊達市においては、平成23年3月23日以降、3.8マイクロシーベルト／時間（仮に1年間継続して同放射線量を計測したとすれば、避難の基準となる年間20ミリシーベルトに相当する。）を超える値は観測されておらず、水道水の放射性物質モニタリング検査結果や、内部被ばく線量の検査結果も低いレベルにとどまっており、かつその旨の情報提供が適時になされていることに鑑みれば、かかる空間放射線量等が健康に影響を与えるものではないことは、通常人であれば認識し得た。

（3）本件地震による被害の状況

伊達市では、平成23年3月11日に発生した震度6弱の地震及びその後の余震により、28棟の家屋が全壊、256棟の家屋が大規模半壊・半壊となり、市内で最大10日間にわたって断水、最大3日間にわたって停電し、道路・公共施設被害総額は40億6208万円に及んだ（乙D共329・26～27頁）。

本件地震の被害について、伊達市災害記録誌によれば、「伊達市は最大震度 6 弱を観測したが、大きな人的被害は無かった。しかし、保原小学校、梁川小学校が全壊し使用不能になるなど、公共施設、民間施設、住家には多くの被害が生じるとともに、電気・水道・電話などのライフラインが寸断され、市民生活に大きな影響をもたらした」「県内の鉄道、バス等の公共交通機関も、道路や線路の損傷によってすべて運行停止となり、生活に大きな影響を及ぼした。」とされている（乙D共562）。

【乙D共562より抜粋】



(4) 避難の状況

伊達市で自主的避難を実施したのは平成23年3月15日の時点で14名（人口比では0.1パーセントにも達しない。）にとどまり、18歳未満の避難者数も平成24年4月1日時点で428名、平成23年3月1日時点の18歳未満人口のうち4.1パーセントにとどまっている（乙D共148、乙D共150の1、乙D共151）。

なお、前記（3）記載のとおり、伊達市は本件地震及びこれに続く大規模な余震によって甚大な被害を被っており、上記避難者については本件地震による避難者を相当程度含むものである。

他方で、伊達市には他の地域からの避難者がいる状況にあり、他地域から平成23年3月15日時点で797人の避難者を受け入れている（乙D共148・5頁）。これらの避難者についても本件地震及び本件津波による避難者を多く含んでいる。

(5) 社会的活動の状況

伊達市内では、市内の小学校の卒業式が平成23年3月23日に行われ、小・中学校の入学式が同年4月6日に行われ、幼稚園及び保育園でもそれぞれ同月7日、同月9日に入園式が行われている（乙D共324の2・3～4頁、乙D共328の1・10～11頁）。

また、伊達市では、平成23年4月29日、霊山神社で春季例祭が開催され、神事が執り行われ、氏子や参拝者約50人が参加しており、氏子女子の豊栄の舞の奉納が行われている。同年5月14日、15日には、「もりもり Smile! フェア」がつきだて花工房（屋外）で開催されており、苗市、ミニピザ焼き体験などが行われている（乙D共324の7、乙D共324の8）。

さらに、同年8月7日には、伊達市ふるさと会館で東日本大震災復興支援

コンサートが開催されたほか、同月 8 日には保原市民センターで「おもしろ科学の実験教室」が開催され、約 80 名の市内の子供たちが参加している。同月 28 日には保原中央公民館を主会場として「伊達ももの里マラソン大会」が開催され、北は岩手、南は熊本から 4081 名のランナーが参加して盛大に開催されている。また、同月 30 日には、霊山体育館で神愛幼稚園の園児 35 名が参加したサッカー教室が開催されている。

同年 9 月 17 日には、保原中央公民館（屋外）をメイン会場として「だてな復魂祭」が開催され、会場は子供から大人まで多くの人で賑わっている。同年 10 月には市内の小中学校で運動会（屋外）が開催されている（以上、乙 D 共 328 の 2、3）。

（6）復興の状況

伊達市では本件地震によるインフラ被害が発生したが、電気については平成 23 年 3 月 14 日、水道については同月 21 日に市内全域で復旧している（乙 D 共 329・27 頁）。

伊達市の自動車保有台数は、平成 22 年から平成 30 年にかけて次のとおり推移しており（単位は台、いずれも 3 月 31 日時点、乙 D 共 165 の 1～9）、平成 27 年にかけて一貫して増加傾向にあり、その後も本件事故前と比べても多くなっている。

このことは、伊達市における消費活動、経済活動が本件事故後も活発に行われていることを示している。

（単位：台）

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
53,719	53,822	54,038	54,567	55,193	55,412	55,214	55,302	55,112

伊達市における新設住宅着工戸数は、平成 22 年から平成 30 年にかけて

次のとおり推移しており、平成23年に減少するものの、平成24年、平成25年と増加し、以降は増減しているものの一貫して本件事故前と比べて大幅に増加している（単位は戸、乙D共166の1～9）。

このことは、伊達市において本件事故後も旺盛な経済活動がなされていることを示すものである。

（単位：戸）

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
202	185	199	297	263	339	349	371	305

（7）小括

以上のとおり、本件事故後の空間放射線量については、引き続き伊達市に居住して生活することに支障がない状況で推移しており、平成23年3月15日時点の避難者数は本件地震によるものも含め住民人口の0.1パーセントに満たない数にとどまっている。

また、上記の空間放射線量の状況、同市内における空間放射線量では健康影響があるとは考えられないことについては市民生活上も広く認識され、そのために伊達市の大多数の住民が避難せず、現に本件事故直後から市内の小・中学校は開校しており、平成23年度には屋外での各種のイベントも複数行われ、子供を含む多数の住民が参加しているという実情にある。

以上の状況からすれば、伊達市に居住していた住民が、なんらかの恐怖心や不安を抱いたとしても、それが客観的状況下で合理的に認められるものであったとは言い難く、違法な利益侵害があったとは言えない。また、仮に何らかの利益侵害が認められる余地があるとして、どんなに遅くとも本件事故直後（具体的には平成23年4月22日頃まで）を除き、伊達市に居住していた住民が、本件事故の放射線の影響によって、抽象的な危惧感や不安感を感じることもあり得るという程度を超えて、平均的・一般的な人の視点に立

って、慰謝料の賠償をもって慰謝すべき相当程度の恐怖や不安を感じざるを得ない客観的な状況に置かれていたものとは評価することはできず、違法な利益侵害があったとは言えない。

6 本宮市

(1) 本件原発からの距離

本宮市は、本件原発から半径約45キロメートルないし約65キロメートルの地点に位置する自治体である（乙D共148・1頁）。

(2) 空間放射線量等の状況

ア 空間放射線量の推移

(ア) 計測結果

本宮市の空間放射線量は次表のとおりである（乙D共314の1～2、乙D共560の1～8）。

単位： $\mu\text{Gy/h} \equiv \mu\text{Sv/h}$ （マイクログレイ/時間 $\equiv$ マイクロシーベルト/時間）

3月11日	3月12日	3月13日	3月14日	3月15日	3月16日	3月17日
—	—	—	—	—	—	10.10
3月18日	3月19日	3月20日	3月21日	3月22日	3月23日	3月24日
7.92	7.46	6.17	4.43	3.72	3.47	2.48
3月25日	3月26日	3月27日	3月28日	3月29日	3月30日	3月31日
2.52	2.90	2.98	2.03	2.07	1.95	2.11
4月1日	4月6日	4月11日	4月16日	4月21日	4月26日	5月1日
1.88	1.76	1.32	1.38	1.02	1.02	0.89
5月16日	6月1日	6月16日	7月1日	7月16日	8月1日	8月16日
0.80	0.86	0.87	0.74	0.64	0.64	0.57
9月1日	9月16日	10月1日	10月16日	11月1日	11月16日	12月1日
0.53	0.50	0.50	0.65	0.59	0.60	0.59
12月16日	12月31日					
0.59	0.59					

※ 1日のうちの2回目の数値を採用。

※ 測定場所：①3月17日～6月1日は本宮市役所（本件原発からの距離約57km）、②6月16日以降の数値は本宮市役所白沢総合支所(同約52km)。

これによれば、本宮市役所では、平成23年3月17日時点で10.10マイクロシーベルト/時間を記録し、その後は同月21日には4.43マイクロシーベルト/時間であったものの、同月22日には3.72マイクロシーベルト/時間、同年4月1日には1.88マイクロシーベルト/時間、同年5月1日には0.89マイクロシーベルト/時間と推移し、同年6月1日には0.86マイクロシーベルト/時間となっており、(1年間継続して同放射線量を計測したとすれば、避難の基準となる)年間20ミリシーベルトの水準(時間換算値：3.8マイクロシーベルト/時間)を下回るものである。

また、上記本宮市役所の空間放射線量は、同市広報誌や福島民報においても公表されている(乙D共317の9、16及び17、乙D共330の1～2)。

(イ) 市民に対する情報提供

上記のとおり、本宮市においては、広報誌において空間放射線量測定値が公表されている。

また、本件事故後の平成23年3月30日発行の広報誌においては、平成23年3月「27日午後3時11分現在では、2.98マイクロシーベルトとなっています。この数値は健康に影響ないレベルです。」との情報が提供されており、本宮市市長からも「福島県が測定した27日午後3時11分における本市の測定値は、2.98マイクロシーベルトであります。この数値は、健康に影響のないレベルであるますので、引き続き冷静な行

動をお願いいたします」との呼びかけがなされている(乙D共330の1)。

さらに、本宮市では、平成23年11月から3歳以下の子供を対象に甲状腺の超音波検査を実施したが、「検査の結果、異常が認められた方はいません」ということが公表されている(乙D共563・63頁)。

イ 個人積算線量の計測結果

本宮市では、平成23年9月から中学生以下の子供と妊婦を対象に、ガラスバッジによる外部被ばく検査を実施したところ、結果は下表のとおりであり、いずれも1か月平均0.1ミリシーベルト以下で推移している(乙D共563・63頁)。

子どもと妊婦さんのためガラスバッジによる積算線量測定



平成23年9月から中学生以下の子供と妊婦の皆さんを対象として、ガラスバッジによる外部被ばく検査を実施しました。平成25年8月まで3か月ごとに計6回検査を実施し結果は、次のとおりとなっています。
原発事故から2年半が経過し、平均値は確実に下がってきています。
このことから外部被ばく線量も着実に減っていることがわかります。

単位：ミリシーベルト/3か月

平均値	平成23年度	9月・10月・11月	0.42
		12月・1月・2月	0.34
	平成24年度	6月・7月・8月	0.27
		9月・10月・11月	0.23
		12月・1月・2月	0.20
	平成25年度	6月・7月・8月	0.19
		9月・10月・11月	0.16

ウ 水道水の放射性物質モニタリング検査結果

平成23年3月21日採水の水道水の放射性物質測定値が、放射性ヨウ素及び放射性セシウムのいずれも指標値以下であり、「基準値以下、安全です」として、飲料水として飲んでも問題ない旨が本宮市広報を通じて情報提供さ

れている（乙D共330の1・2頁）。その後も被告国は水道水モニタリング検査を実施しているが、同年4月5日以降には放射性ヨウ素及び放射性セシウムは不検出となっていることが情報提供されている（乙D共330の3・1頁）。

また、これらの水道水の放射性物質モニタリング検査結果は、厚生労働省のホームページにおいて市民に対し情報提供されている（乙D共551）。

エ ホールボディカウンタによる内部被ばく線量の計測結果

福島県が実施するホールボディカウンタによる内部被ばく検査によれば、本宮市では平成24年12月実施分について936人が検査を受け、その全員の預託実効線量が1ミリシーベルト未満であり、健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ており、その後、平成31年3月31日までの累計6318人の検査結果についても、全員の預託実効線量が1ミリシーベルト未満であった（乙D共564、乙D共370・5頁）。

前述のとおり、県による同検査結果はホームページにおいて公表されており、誰でも閲覧可能な状況に置かれている。

オ 小括

このように、本宮市においては、少なくとも同年3月22日以降3.8マイクロシーベルト／時間（仮に1年間継続して同放射線量を計測したとすれば、避難の基準となる年間20ミリシーベルトに相当する。）を超える値が観測されたことはなく、かかる空間放射線量等が健康に影響を与えるものではないことは、通常人であれば認識し得た。

（3）本件地震による被害の状況

本宮市では、平成23年3月11日に発生した震度6弱の地震及びその後

の余震により、96棟の家屋が全壊、75棟の家屋が大規模半壊、293棟の家屋が半壊、4001棟の家屋が一部損壊となり、市内では最大23パーセントの断水率（平成21年度末の給水戸数に対する最大断水戸数で算出）となった（乙D共563・16頁、乙共D565・13～15頁）。本宮市では道路の崩落が発生し、液状化により下水道のマンホールが隆起し、市内の公共施設の多くに大規模な損害が生じるなど、本件地震による甚大な被害が市内各地で生じている（乙D共563・8～22頁）。

【乙D共563より抜粋】

被災の記録

東日本大震災では、長い揺れによる道路の崩落が市内各地で発生し、交通網が麻痺しました。

また、青田地区では液状化により下水道のマンホールが隆起したほか、新池の堤体が決壊し水があふれました。

本宮第二中学校では、南校舎1階が押しつぶされたほか、市内の公共施設の多くに甚大な被害をもたらしました。



市道富士内・上沢線。アスファルトは鉋細工を壊したようにバラバラに

道路



（左）青田地内市道殆森線。道路が陥没し車が落ちている

（右）青田字殆森地内、下水道のマンホールが液状化で隆起した

公 共 施 設



歴史民俗資料館の事務室（写真左）とショーケース（写真右）



中央公民館の事務室（写真左右とも）

教 育 施 設

■本宮第二中学校

南校舎理科室付近の様子。校舎は、1階部分が押しつぶされ、倒壊寸前となりました。この日は卒業式で、職員、生徒ともに校舎には誰もいなかったことから、大惨事には至りませんでしたが、本宮市の被災を象徴する被害となりました。



(4) 避難の状況

本宮市で自主的避難を実施したのは、平成23年3月15日の時点で133名、人口比0.4パーセントにとどまり、18歳未満の避難者数は平成24年4月1日時点で84名、平成23年3月1日時点の18歳未満人口のうち1.4パーセントにとどまっている（乙D共148、乙D共150の1、乙D共151）。

なお、前記（3）記載のとおり、本宮市は本件地震及びこれに続く大規模な余震によって甚大な被害を被っており、上記避難者については本件地震による避難者を相当程度含むものである。

他方で本宮市には他の地域から多数の避難者がいる状況にあり、他地域から平成23年3月15日時点で383名の避難者を受け入れている（乙D共148・5頁）。これらの避難者についても本件地震及び本件津波による避難者を多く含んでいる。

(5) 社会的活動の状況

本宮市内では、本件地震により校舎が損壊した本宮第二中学校を含め市内の市立小・中学校の入学式が平成23年4月6日に行われた（乙D共281・32枚目、乙D共317の24、乙D共330の3・2頁）。

平成23年4月20日には、「岩角山巨石群の不思議」と題した学習会が実施され、地形学の講座の後、参加者が本宮市内にある岩角山中を巡っている（乙D共330の4・14頁）。

平成23年5月29日には、本宮市白岩地区において、平成22年から実施されている、営農再開を目的にボランティアが耕作放棄地となった畑にひまわりの種を植えるイベントが開催され、また、同年6月4日には、平成22年度から続く市民競技力向上事業として、本宮第一中学校グラウンドで、本宮第一中学校と白沢中学校のソフトボール部の部員が元日本代表選手の指

導を受けている（乙D共330の5・10頁）。

平成23年8月15日と16日には、本宮市夏まつりが開催され、子どもまつりや魚つかみ大会、もとみや花火などのイベントが繰り広げられ、子供を含む多くの住民が参加している（乙D共330の6・表紙）。

（6）復興の状況

本宮市における自動車保有台数は、平成22年から平成30年にかけて次のとおり推移しており（単位は台、いずれも3月31日時点）（乙D共165の1～9）、平成23年から平成28年にかけて増加傾向にある。このことは、本宮市における消費活動、経済活動が本件事故後も活発に行われていることを示している。

（単位：台）

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
25,762	25,870	26,203	26,872	27,509	29,220	31,182	30,825	30,573

本宮市における新設住宅着工戸数は、平成22年から平成30年にかけて次のとおり推移しており（単位は戸、乙D共166の1～9）、平成23年から平成25年まで急増しており、その後増減するものの、本件事故前と比較して増加している状況にあり、復興に向けた住宅の新設が進み、旺盛な経済活動がされていることを示すものである。

（単位：戸）

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
159	135	155	249	177	244	207	237	241

（7）小括

以上のとおり、本件事故後の空間放射線量については、引き続き本宮市に

居住して生活することに支障がない状況で推移しており、平成23年3月15日時点の避難者数は本件地震によるものも含め住民人口の0.4パーセントにとどまっている。

また、上記の空間放射線量の状況、同市内における空間放射線量では健康影響があるとは考えられないことについては市民生活上も広く認識され、そのため本宮市の大多数の住民は避難せず、現に本件事故直後から市内の小・中学校は開校しており、平成23年度には屋外での各種のイベントも複数行われ、子供を含む多数の住民が参加しているという実情にある。

以上の状況からすれば、本宮市に居住していた住民が、なんらかの恐怖心や不安を抱いたとしても、それが客観的状況下で合理的に認められるものであったとは言い難く、違法な利益侵害があったとは言えない。また、仮に何らかの利益侵害が認められる余地があるとして、どんなに遅くとも本件事故直後（具体的には平成23年4月22日頃まで）を除き、本宮市に居住していた住民が、本件事故の放射線の影響によって、抽象的な危惧感や不安感を感じることもあり得るという程度を超えて、平均的・一般的な人の視点に立って、慰謝料の賠償をもって慰謝すべき相当程度の恐怖や不安を感じざるを得ない客観的な状況に置かれていたものとは評価することはできず、違法な利益侵害があったとは言えない。

7 相馬市

(1) 本件原発からの距離

相馬市は、本件原発から半径約35キロメートルないし約50キロメートルの地点に位置する自治体である（乙D共148・1頁）。

(2) 空間放射線量等の状況

ア 空間放射線量の推移

(ア) 計測結果

相馬市内の空間放射線量は次表のとおりである(乙D共314の1～2、
乙D共560の1～8)。

単位： $\mu\text{Gy/h} \equiv \mu\text{Sv/h}$ (マイクログレイ/時間 $\equiv$ マイクロシーベルト/時間)

3月11日	3月12日	3月13日	3月14日	3月15日	3月16日	3月17日
—	—	—	—	—	—	—
3月18日	3月19日	3月20日	3月21日	3月22日	3月23日	3月24日
—	—	1.36	1.25	1.73	1.56	1.69
3月25日	3月26日	3月27日	3月28日	3月29日	3月30日	3月31日
1.34	1.27	1.11	0.95	0.67	0.63	0.58
4月1日	4月6日	4月11日	4月16日	4月21日	4月26日	5月1日
0.57	0.41	0.43	0.42	0.37	0.36	0.38
5月16日	6月1日	6月16日	7月1日	7月16日	8月1日	8月16日
0.33	0.26	0.28	0.24	0.23	0.20	0.21
9月1日	9月16日	10月1日	10月16日	11月1日	11月16日	12月1日
0.21	0.20	0.20	0.19	0.18	0.18	0.17
12月16日	12月31日					
0.20	0.19					

※ 1日のうちの2回目(又は15時)の数値を採用。

※ 測定場所：相馬市役所(本件原発からの距離約42km)

これによれば、相馬市役所では、平成23年3月20日時点で1.36
マイクロシーベルト/時間を記録し、その後は同月28日には0.95マ
イクロシーベルト/時間、同年4月1日には0.57マイクロシーベルト
/時間、同年5月1日には0.38マイクロシーベルト/時間と推移し、
同年12月31日には0.19マイクロシーベルト/時間となっている。
これらの数値はいずれも(1年間継続して同放射線量を計測したとすれば、
避難の基準となる)年間20ミリシーベルトの水準(時間換算値：3.8

マイクロシーベルト／時間)を大幅に下回るものである。なお、かかる放射線量の推移については、相馬市の広報誌においても広く市民に情報提供されている(乙D共331の2～13)。

また、福島民報においても、相馬市役所の空間放射線量が情報提供されており、これによれば、平成23年5月30日には0.27マイクロシーベルト／時間(乙D共317の12)、同年6月29日には0.24マイクロシーベルト／時間(乙D共317の14)、同年7月7日には0.23マイクロシーベルト／時間(乙D共317の15)の空間線量率の推移となり、同月以降は、概ね追加線量年間1ミリシーベルト(時間換算値:毎時0.23マイクロシーベルト)を大きく超えない水準で推移していると認められる。

(イ) 市民に対する情報提供

上記のとおり、相馬市においては、広報誌において空間放射線量測定地が公表されている。

さらに広報誌においては、平成23年3月24日以降、同月20日からの相馬市内における空間放射線量が、1回あたりの胸部X線集団検診時の被ばく量が50マイクロシーベルト、東京とニューヨークの往復航空機旅行の被ばく量が200マイクロシーベルトであること等と比べても大幅に低いことも情報提供されている(乙D共331の3～4)。

イ 個人積算線量の計測結果

相馬市によって平成23年時点での個人積算線量の測定結果は公表されていないが、文部科学省が福島県内の全ての学校等を対象として実施した簡易型積算線量計によるモニタリング結果を公表している。

同調査によれば、相馬市役所に近接する中村第一小学校(相馬市中村大手先1)における平成23年の1か月間の積算線量の平均値の推移は以下のと

おりであり、いずれも0.1～0.09ミリシーベルト台で推移している（乙D共555の1～3〔表の番号：1191〕）。

測定期間	積算線量
6月1日～30日	0.022mSv（22.00μSv）
7月1日～31日	0.021mSv（21.00μSv）
8月1日～31日	0.017mSv（17.00μSv）

なお、上記調査結果は、文部科学省ホームページにおいて公表されており、誰でも閲覧可能な状況に置かれている。

ウ 水道水の放射性物質モニタリング検査結果

相馬市広報誌においては、平成23年4月4日以降、水道水の放射性物質測定値は、同年3月21日採水の測定値から、放射性ヨウ素及び放射性セシウムのいずれも指標値以下であり、同月31日の時点で、飲料水として全く問題ない旨が広報誌において公表され（乙D共331の5）、その後も水道水モニタリング検査を実施しているが、同年4月15日には放射性ヨウ素及び放射性セシウムは不検出となっていることが情報提供されている（乙D共331の9）。

また、これらの水道水の放射性物質モニタリング検査結果は、厚生労働省のホームページにおいて市民に対し情報提供されている（乙D共551）。

エ ホールボディカウンタによる内部被ばく線量の計測結果

福島県が実施するホールボディカウンタによる内部被ばく検査によれば、相馬市では平成24年12月実施分について延べ232人が検査を受け、その全員の預託実効線量が1ミリシーベルト未満であり、健康に影響が及ぶ数

値ではなかったとの検査結果が出ており、その後、平成31年3月31日までの累計588人の検査結果についても、全員の預託実効線量が1ミリシーベルト未満であった（乙D共564、乙D共370・5頁）。

前述のとおり、県による同検査結果はホームページにおいて公表されており、誰でも閲覧可能な状況に置かれている。

オ 小括

このように、相馬市においては、3.8マイクロシーベルト／時間（仮に1年間継続して同放射線量を計測したとすれば、避難の基準となる年間20ミリシーベルトに相当する。）を超える値が観測されておらず、水道水の放射性物質モニタリング検査結果や、内部被ばく線量の検査結果も低いレベルにとどまっており、かつその旨の情報提供が適時になされていることに鑑みれば、かかる空間放射線量等が健康に影響を与えるものではないことは、通常人であれば認識し得た。

（3）本件地震による被害の状況

相馬市は平成23年3月11日に震度6弱の本件地震が発生し、その後、高さ9.3m以上の本件津波が襲来した。その結果、平成24年2月29日時点において、本件地震及びこれに伴う津波による市民の死者は458名、住戸の被害としては、全壊1087棟、大規模半壊254棟、半壊687棟、一部損壊3556棟に及んでおり、被災水田面積は1102haにも及んでいる。

このうち、太平洋に面し、津波の被害があった原釜・尾浜地区においては、死者163名、住戸の被害としては全壊606棟、大規模半壊59棟、半壊95棟に及んでおり、また、同様に太平



津波が引いた後の原釜・尾浜地区 3月11日17時00分頃

洋に面し、津波の被害があった磯部地区においても、死者251名、住戸の被害としては全壊344棟、大規模半壊3棟、半壊16棟にも及んでいる（乙D共333・1～14頁）。このように、相馬市においては、本件地震及びこれに伴う本件津波による被害が甚大であった。

（4）避難の状況

このような相馬市の状況において、相馬市で自主的避難を実施したのは、本件事故だけでなく、本件地震及びこれに伴う本件津波による避難者数を含めて、平成23年3月15日の時点で4457名、人口比11.8パーセントであるが、18歳未満の避難者数は平成24年4月1日時点で80名、平成23年3月1日時点の18歳未満人口のうち1.2パーセントにとどまっている（乙D共148、乙D共150の1、乙D共151）。

前記（3）記載のとおり、相馬市は本件地震及び本件地震に伴う本件津波によって甚大な被害を被っており、上記避難者については本件地震及び本件津波による避難者を相当程度含むものである。

他方で相馬市には他の地域から多数の避難者がいる状況にあり、他地域から同日時点で4241名の避難者を受け入れている（乙D共148・5頁）。これらの避難者についても本件地震及び本件津波による避難者を多く含んで

いる。

(5) 社会的活動の状況

相馬市においては、小・中学校の入学式が平成23年4月18日に市内で一斉に行われている(乙D共332の2・5頁)。

また、相馬市図書館は、本件地震により臨時休館していたが平成23年4月16日から開館し、同様に本件地震により休場していた相馬市内の相馬光陽パークゴルフ場や角田公園テニスコートは同年5月1日から営業を再開している(乙D共332の1・2頁、乙D共332の3・2頁)。

平成23年5月3日からは、本件津波により大きな被害を受けた原釜地区の水産加工業者らによって「相馬はらがま朝市」が土日などに屋外の長友グラウンドで開催され、海産物や干物などの水産加工品の販売をはじめ、鳥天井、水餃子の格安販売がされ、多くの人出がある(乙D共332の4・7頁、乙D共332の5・1頁)。同年7月3日には、少年サッカー北相リーグの開会式が行われ、屋外の相馬光陽サッカー場において、子供達がサッカーをしており、同月17日には、同所において、「取り戻せ！元気な相馬サッカー大会」が開催され、高校生の交流試合や小・中学生を対象としたサッカー教室が行われている(乙D共332の6・11～12頁)。

さらに、平成23年8月5日から7日にかけて、例年同様、屋外のクロスロードたまちにて「市民七夕まつり」が開催され、また、同月13日には相馬光陽サッカー場において「そうま慰霊花火大会」、同月14日にはスポーツアリーナそうま駐車場にて約4000人の家族連れらが参加して「盆踊り大会」が開催され、子供を含めて多くの住民が参加している(乙D共332の7・2～5頁)。

(6) 復興の状況

相馬市における自動車保有台数は、平成22年から平成30年にかけて次のとおり推移しており（単位は台、いずれも3月31日時点）（乙D共165の1～9）、平成23年以降一貫して増加傾向にある。このことは、本件事故後も相馬市における消費活動、経済活動が活発に行われていることを示している。

（単位：台）

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
28,738	28,681	28,719	29,574	30,144	30,641	30,986	31,229	31,307

相馬市における新設住宅着工戸数は、平成22年から平成30年にかけて次のとおり推移しており（単位は戸、乙D共166の1～9）、平成23年以降平成26年まで急増し、その後も本件事故前を上回る水準で推移している。これは、復興に向けて住宅の新設が進んだためと考えられ、旺盛な経済活動がなされていることを示すものである。

（単位：戸）

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
150	159	519	595	680	645	679	258	247

(7) 小括

以上のとおり、本件事故後の空間放射線量については、引き続き相馬市に居住して生活することに支障がない状況で推移しており、また、上記の空間放射線量の状況、同市内における放射線に伴う影響については市民生活上も広く認識され、そのため相馬市の大多数の住民は避難せず、現に本件事故直後から市内の小・中学校は開校しており、平成23年度には屋外での各種のイベントも複数行われ、子供を含む多数の住民が参加しているという実情に

ある。

以上の状況からすれば、相馬市に居住していた住民が、なんらかの恐怖心や不安を抱いたとしても、それが客観的状況下で合理的に認められるものであったとは言い難く、違法な利益侵害があったとは言えない。また、仮に何らかの利益侵害が認められる余地があるとして、どんなに遅くとも本件事故直後（具体的には平成23年4月22日頃まで）を除き、相馬市に居住していた住民が、本件事故の放射線の影響によって、抽象的な危惧感や不安感を感じることがあり得るという程度を超えて、平均的・一般的な人の視点に立って、慰謝料の賠償をもって慰謝すべき相当程度の恐怖や不安を感じざるを得ない客観的な状況に置かれていたものとは評価することはできず、違法な利益侵害があったとは言えない。

8 田村市

(1) 本件原発からの距離

田村市は、本件原発から半径約15キロメートルないし約50キロメートルの地点に位置する自治体である（乙D共148・1頁）。

田村市のうち、本件原発から半径20キロメートル圏内に位置する都路町古道の一部の区域は、平成23年3月12日、避難指示の対象とされ、同年4月21日には警戒区域として設定され、平成24年4月1日以降、避難指示解除準備区域に指定されていた（乙D共85の1）が、平成26年4月1日をもって、同指定は解除されている（乙D共85の2）。

また、田村市のうち、本件原発から半径20キロメートル以上概ね30キロメートル圏内に位置する区域は、平成23年3月15日、屋内退避指示区域として指定され（乙D共13）、同年4月22日に緊急時避難準備区域に指定された（乙D共16）が、同年9月30日をもって同指定は解除されている（乙D共17）。

上記以外の田村市内の区域は、本件事故後において何らかの政府指示の対象となっておらず、自主的避難等対象区域である。

本件事故時に田村市に居住していた原告は、同市船引町船引に居住していた世帯番号8のみであるところ、同所は本件原発から約40キロメートルであって、自主的避難等対象区域であるので、以下では、田村市のうち自主的避難等対象区域の状況について述べる。

(2) 空間放射線量等の状況

ア 空間放射線量の推移

(ア) 計測結果

田村市船引町内の空間放射線量は次表のとおりである（乙D共566の1～10）。

単位： $\mu\text{Gy/h} \equiv \mu\text{Sv/h}$ （マイクログレイ/時間 $\equiv$ マイクロシーベルト/時間）

3月11日	3月12日	3月13日	3月14日	3月15日	3月16日	3月17日
—	—	—	—	—	—	—
3月18日	3月19日	3月20日	3月21日	3月22日	3月23日	3月24日
1.19	1.12	0.85	0.73	0.63	0.74	0.58
3月25日	3月26日	3月27日	3月28日	3月29日	3月30日	3月31日
0.58	0.47	0.50	0.38	0.46	0.47	0.38
4月1日	4月6日	4月11日	4月16日	4月21日	4月26日	5月1日
0.36	0.31	0.28	0.22	0.24	0.29	0.19
5月16日	6月1日	6月16日	7月1日	7月16日	8月1日	8月16日
0.17	0.19	0.20	0.19	0.18	0.16	0.17
9月1日	9月16日	10月1日	10月16日	11月1日	11月16日	12月1日
0.17	0.16	0.18	0.14	0.16	0.16	0.14
12月16日	12月31日					
0.14	0.13					

※ 1日のうちの15時の数値を採用。

※ 測定場所：①3月18日～4月8日は田村市総合体育館（本件原発からの距離約40km）、②4月9日以降の数值は田村市役所駐車場（同約42km）。

これによれば、田村市総合体育館では、平成23年3月18日時点で1.19マイクロシーベルト／時間を記録し、その後は同月22日には0.63マイクロシーベルト／時間、同年4月1日には0.36マイクロシーベルト／時間、その後は田村市役所駐車場において同年5月1日には0.19マイクロシーベルト／時間と推移し、同年12月31日には0.13マイクロシーベルト／時間となっている。これらの数值はいずれも（1年間継続して同放射線量を計測したとすれば、避難の基準となる）年間20ミリシーベルトの水準（時間換算値：3.8マイクロシーベルト／時間）を大幅に下回るものである。

また、田村市の広報誌においては、平成23年5月10日又は同月11日時点での田村市船引町の31箇所の測定地点での空間放射線量率の測定値は0.14～1.71マイクロシーベルト／時であることが情報提供されている（乙D共335の1・4～5頁）。

（イ）市民に対する情報提供

上記のとおり、田村市においては、広報誌において空間放射線量測定値が公表されている。

そして、田村市船引町に事務所を有する不動産会社の平成23年4月5日付けのブログ記事では「田村市内の小学校も明日は入学式です。多くの方が戻ってきてます。環境放射線モニタリングの数値も田村市は原発に近いのに低いです。詳しくは田村市のHPで」「船引町内、三春町内のアパートは満室です。古いアパートをメンテをし、受入れも行なってます。」（乙D共567の1）と記載されており、田村市の情報提供を受け、多くの市

民が冷静な判断の下、日常生活を再開していることがうかがえる。

イ 個人積算線量の計測結果

田村市によって平成23年時点の個人積算線量の測定結果は公表されていないが、文部科学省が福島県内の全ての学校等を対象として実施した簡易型積算線量計によるモニタリング結果を公表している。

同調査によれば、田村市役所に近接する船引中学校（田村市船引町東部台2丁目1）における平成23年の1か月間の積算線量の平均値の推移は以下のとおりであり、いずれも0.1ミリシーベルト台で推移している（乙D共555の1～3〔表の番号：1370〕）。

測定期間	積算線量
6月1日～30日	0.031mSv（31.00μSv）
7月1日～31日	0.024mSv（24.00μSv）
8月1日～31日	0.024mSv（24.00μSv）

なお、上記調査結果は、文部科学省ホームページにおいて公表されており、誰でも閲覧可能な状況に置かれている。

ウ 水道水の放射性物質モニタリング検査結果

田村市広報誌（平成23（2011）年6月号）において、平成23年4月26日から同年5月12日までの船引町の飲用水検査結果が公表され、「飲用水（井戸水または引き水）中における、放射線物質ヨウ素（131I）とセシウム（134Cs、136Cs、137Cs）の調査を行いました、いずれの地点でも検出されませんでしたので、安心して飲用できます」との記載が周知されている（乙D共335の1・4～5頁）。また、平成23年4月26日

から平成28年11月25日にかけて、田村市が田村市内の採水場所で採取した飲用水（井戸水及び引き水）のモニタリング検査を年数回実施しているが、その結果、いずれの地点においても、放射性ヨウ素及びセシウムは検出されていない（検出限界値1Bq/l）ことが田村市ホームページにおいて公表されている（乙D共336）。

また、これらの水道水の放射性物質モニタリング検査結果は、厚生労働省のホームページにおいて市民に対し情報提供されている（乙D共551）。

エ ホールボディカウンタによる内部被ばく線量の計測結果

福島県が実施するホールボディカウンタによる内部被ばく検査によれば、田村市では平成24年1月実施分について190人が検査を受け、その全員の預託実効線量が1ミリシーベルト未満であり、健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ており、その後、平成31年3月31日までの累計4613人の検査結果についても、全員の預託実効線量が1ミリシーベルト未満であった（乙D共554、乙D共370・5頁）。

前述のとおり、県による同検査結果はホームページにおいて公表されており、誰でも閲覧可能な状況に置かれている。

オ 小括

このように、田村市船引町においては、3.8マイクロシーベルト/時間（仮に1年間継続して同放射線量を計測したとすれば、避難の基準となる年間20ミリシーベルトに相当する。）を超える値が観測されておらず、水道水の放射性物質モニタリング検査結果や、内部被ばく線量の検査結果も低いレベルにとどまっており、かつその旨の情報提供が適時になされていることに鑑みれば、かかる空間放射線量等が健康に影響を与えるものではないことは、通常人であれば認識し得た。

(3) 本件地震による被害の状況

田村市では、平成23年3月11日に発生した震度6弱の地震及びその後の余震により、15棟の家屋が全壊、10棟の家屋が大規模半壊、156棟の家屋が半壊、3214棟の家屋が一部損壊となった。

また、市道353箇所にて被害が発生したほか、市内121か所の導水管・排水管・給水管が被災し、同年8月22日にすべての復旧が完了した（乙D共337・4頁、47頁）。

【乙D共567の2より抜粋・田村市船引町】 【乙D共569より抜粋・田村市滝根町】



(4) 避難の状況

田村市で自主的避難を実施したのは、本件地震による避難者数を含めて、平成23年3月15日の時点で39名、人口比0.1パーセントにとどまり（乙D共148・3頁～4頁）、田村市の18歳未満の県内及び県外への避難状況は、平成24年4月1日時点において387人であり（乙D共150の1）、平成23年3月1日時点の18歳未満人口のうち6パーセントにとどまっている（乙D共151）。

他方で、田村市には他の地域から多数の避難者がいる状況にあり、他地域

から平成23年3月15日時点で6768名の避難者を受け入れている（乙D共148・5頁）。これらの避難者についても本件地震及び本件津波による避難者を多く含んでいる。

（5）社会的活動の状況

田村市内のすべての小・中学校は、平成23年4月6日に入学式及び始業式を行い、その出席率は98パーセントを超えるものであった（乙D共337・7頁）。

たむら市政だより（平成23（2011）年6月号）によれば、「4月14日に運動部、文化部あわせて18の部活動がそれぞれ趣向をこらして部活動を紹介。今年度もたくさんの一年生が加入し、積極的に活動しています。」「5月6日に平成23年度生徒総会を開催しました。その後、インターハイ地区予選出場選手の壮行会が行われ、各部の代表が抱負を述べました。」と船引高校の活動が報じられており、多くの新入生が入学し、部活動も活発に行われていることがうかがえる（乙D共335の1・13頁）。

また、平成23年6月から9月にかけて、田村市ではいずれも屋外で野球大会やソフトボール大会が開催されているほか、9月には、中学校駅伝競走大会や、小学校陸上競技大会も開催されている（乙D共335の2・9頁、乙D共335の3・7頁、乙D共335の4・4～5、7頁）。

平成23年8月には、あぶくま洞夏まつり、滝根っこ夏まつり、サマーフェスティバル・ときわお盆の夕べ、鬼の里納涼祭夏祭りが開催されている（乙D共335の3・2～3頁及び8頁、乙D共335の4・8頁）。

平成23年9月4日には、田村市民健康ウォークが開催され、子供を含む403人が参加している（乙D共335の4・2頁）。

平成23年11月には野球大会、平成24年4月にはウォーキング大会や小学生による稚児行列、保育園児によるこいのぼり掲揚式が開催されている

(乙D共335の5・12頁、乙D共335の6・9頁)。

(6) 復興の状況

田村市では、平成24年3月に策定された「田村市震災等復興ビジョン」に基づき、市道、農林業施設、上下水道施設、市営住宅等の社会インフラの復旧が進められたほか、雇用創出対策事業、教育環境の原状回復事業、避難住民の生活支援、一部損壊住宅の修繕支援等の取組みがなされている(乙D共337)。

田村市においては、電気や上水道は震災当時から大きな被害はなく、道路や農業用水施設の災害復旧事業については平成24年度ではほぼ整備が完了した(乙D共338)。

平成25年1月22日付け田村市復興推進計画(乙D共339)において、田村市は、「本市の中核的産業を担う企業を支援し、官民一体となって復興を推進することで、雇用の維持及び創出を図り、さらに地域経済の再生と安定化を本計画の目標とする」と述べ、具体的には、田村市に立地する川口内燃機鑄造株式会社が、舟ヶ作工業団地(滝根町広瀬)の福島工場において、エンジン基幹部品等を製造する内燃機関製造設備の増設等を行うために必要な資金を貸し付ける事業などの方法で、復興を進めている。

平成26年には、ふくしま産業復興企業立地補助金などを活用した7社の工場増設や、企業誘致による2社の進出を決定するなど、就労機会の増加を目的とした事業が行われた(乙D共335の7・2頁)。

田村市の製造品出荷額は、平成22年は648億円であったものが、平成23年には594億円に減少したものの、平成24年には769億円となり、本件事故前を上回る出荷額を計上している(乙D共175・20頁)。

田村市の求人状況は福島県平均を上回る求人倍率となっている。福島県労働局によると、平成26年12月の県内の有効求人倍率は1.52倍(季節

調整値)と高く、このうち田村市が含まれる郡山公共職業安定所管内においても1.72倍と県平均を上回る求人倍率となっている。職業別にみると、医療関係、商品販売、介護、調理、接客、製品製造、自動車運転、土木建設、電気工事等の求人が多い(乙D共309)。

また、田村市の自動車保有台数は、平成22年から平成30年にかけて次のとおり推移しており(単位は台、いずれも3月31日時点)(乙D共165の1～9)、平成23年から平成29年にかけて一貫して増加傾向にある。このことは、田村市における消費活動、経済活動が本件事故後も活発に行われていることを示している。

(単位：台)

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
35,268	35,236	35,756	36,288	36,763	36,965	37,072	37,171	36,918

田村市における新設住宅着工戸数は、平成22年から平成30年にかけて次のとおり推移しており(単位は戸、乙D共166の1～9)、平成24年以降急増している。これは、復興に向けての旺盛な経済活動がなされていることを示すものである。

(単位：戸)

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
121	95	176	224	203	151	149	161	99

(7) 小括

以上のとおり、本件事故後の空間放射線量については、引き続き田村市において居住して生活することに支障がない状況で推移しており、また、上記の空間放射線量の状況、同市内における放射線に伴う影響については市民生活上も広く認識され、そのため田村市の大多数の住民は避難せず、現に本件

事故直後から市内の小・中学校は開校しており、平成23年度には屋外での各種のイベントも複数行われ、子供を含む多数の住民が参加しているという実情にある。

以上の状況からすれば、田村市に居住していた住民が、なんらかの恐怖心や不安を抱いたとしても、それが客観的状況下で合理的に認められるものであったとは言い難く、違法な利益侵害があったとは言えない。また、仮に何らかの利益侵害が認められる余地があるとして、どんなに遅くとも本件事故直後（具体的には平成23年4月22日頃まで）を除き、田村市に居住していた住民が、本件事故の放射線の影響によって、抽象的な危惧感や不安感を感じることがあり得るという程度を超えて、平均的・一般的な人の視点に立って、慰謝料の賠償をもって慰謝すべき相当程度の恐怖や不安を感じざるを得ない客観的な状況に置かれていたものとは評価することはできず、違法な利益侵害があったとは言えない。

9 川俣町

（1）本件原発からの距離

川俣町は、本件原発から半径約40キロメートルないし約55キロメートルの地点に位置する自治体である（乙D共148・1頁）。

川俣町のうち、山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班の一部の区域は、計画的避難区域として指定され、当該区域内の住民等に対し、原則として概ね1か月程度の間に順次当該区域外へ避難のための立退きを行うことが政府から指示された（乙D共16）。その後、平成25年8月8日、区域の見直しがされ、上記川俣町の一部の区域は居住制限区域、避難指示解除準備区域の対象とされたが（乙D共570）、平成29年3月31日をもってこれらの区域指定が解除されている（乙D共571）。

上記以外の川俣町内の区域は、本件事故後において何らかの政府指示の対象となっておらず、自主的避難等対象区域である。

本件事故時に川俣町に居住していた原告は、川俣町字中丁に居住していた世帯番号 1 1 のみであるところ、同所は自主的避難等対象区域であるので、以下では、基本的に川俣町のうち自主的避難等対象区域の状況について述べる。

(2) 空間放射線量等の状況

ア 空間放射線量の推移

(ア) 計測結果

川俣町内の空間放射線量は次表のとおりである(乙D共314の1～2、乙D共560の1～8)。

単位： $\mu\text{Gy/h} \approx \mu\text{Sv/h}$ (マイクログレイ/時間 $\approx$ マイクロシーベルト/時間)

3月11日	3月12日	3月13日	3月14日	3月15日	3月16日	3月17日
—	—	—	—	—	—	5.44
3月18日	3月19日	3月20日	3月21日	3月22日	3月23日	3月24日
4.80	3.83	3.97	3.95	3.09	2.60	2.72
3月25日	3月26日	3月27日	3月28日	3月29日	3月30日	3月31日
2.43	2.21	1.96	1.79	1.80	1.75	1.69
4月1日	4月6日	4月11日	4月16日	4月21日	4月26日	5月1日
1.50	1.29	1.14	1.12	0.80	0.76	0.73
5月16日	6月1日	6月16日	7月1日	7月16日	8月1日	8月16日
0.66	0.62	0.65	0.56	0.58	0.52	0.54
9月1日	9月16日	10月1日	10月16日	11月1日	11月16日	12月1日
0.49	0.50	0.52	0.71	0.68	0.67	0.68
12月16日	12月31日					
0.64	0.66					

※ 1日のうちの2回目の数値を採用。

※ 測定場所：川俣町役場(本件原発からの距離約47km)。

これによれば、川俣町役場では、平成23年3月17日時点で5.44マイクロシーベルト/時間を記録し、その後は同月20日には3.97マイクロシーベルト/時間であったものの、同月23日には2.60マイクロシーベルト/時間、同年4月1日には1.50マイクロシーベルト/時間、同年5月1日には0.73マイクロシーベルト/時間と推移し、同年6月1日には0.62マイクロシーベルト/時間となっており、(1年間継続して同放射線量を計測したとすれば、避難の基準となる)年間20ミリシーベルトの水準(時間換算値：3.8マイクロシーベルト/時間)を下回るものである。

(イ) 市民に対する情報提供

川俣町役場の平成23年3月22日以降の空間放射線量の測定結果は福島民報においても公表されている(乙D共317の1～17)。

また、川俣町では、平成23年3月22日に、川俣小学校体育館において、長崎大学大学院教授の高村昇氏を講師とする講演会が行われ、川俣町では外部被ばくの心配はない、空間放射線量も非常に低い値であること、本件原発から30キロメートル圏外は放射線を防ぐ観点から心配する必要はないこと、今後の健康リスクもないこと、冷静に情報収集することなどが周知されている(乙D共340)。

さらに、川俣町では、本件事故後から子供を対象にした甲状腺被ばく調査が行われ、平成23年3月25日の甲状腺被ばくの調査結果では、1歳から15歳の66人についていずれも問題のない値であることが報じられており(乙D共278・24枚目)、同年4月2日までの甲状腺被ばくの調査結果では、川俣町及び飯舘村の946名の子供の甲状腺被ばくの状況を検査したが、いずれも問題はなかったことが報じられている(乙D共34

1の1・1枚目)。

イ 個人積算線量の計測結果

川俣町によって平成23年当時の個人積算線量の測定結果は公表されていないが、文部科学省が福島県内の全ての学校等を対象として実施した簡易型積算線量計によるモニタリング結果を公表している。

同調査によれば、川俣町役場に近接する川俣小学校（伊達郡川俣町字宮前36）における平成23年の1か月間の積算線量の平均値の推移は以下のとおりであり、いずれも0.1ミリシーベルト台で推移している（乙D共555の1～3〔表の番号：865〕）。

測定期間	積算線量
6月1日～30日	0.025mSv（25.00μSv）
7月1日～31日	0.022mSv（22.00μSv）
8月1日～31日	0.020mSv（20.00μSv）

なお、上記調査結果は、文部科学省ホームページにおいて公表されており、誰でも閲覧可能な状況に置かれている。

ウ 水道水の放射性物質モニタリング検査結果

川俣町の水道水は、平成23年3月17日にヨウ素131が308.0ベクレル検出されたが、同月31日の測定以降、平成30年3月31日現在に至るまで放射性ヨウ素、放射性セシウムともに検出されなかった（乙D共505の2・24頁）。

上記については、平成23年4月7日付け「川俣町災害対策本部からのお知らせ」において、平成23年3月29日以降の水道水・井戸水放射性物質

調査結果について「調査結果から、基準値である300ベクレル（乳児は100ベクレル）を大きく下回っております。また、放射性ヨウ素の半減期は8日と短く、短期間で希釈されますので、甲状腺が影響を受けるということは全くありません。」として、水道水を摂取しても健康影響がないことが広報されている（乙D共572・1頁）。平成23年4月29日付け「川俣町災害対策本部からのお知らせ」においても、「町の上水道、簡易水道（飯坂地区）、井戸水（山木屋郵便局及び町内8箇所）の放射性物質検査を実施しましたが、いずれの検査でも放射性ヨウ素の検出はされていません。」と公表されている（乙D共573・4頁）。

さらに、環境省ホームページにおいて、平成23年6月23日に採取した川俣町内の5地点の地下水のすべてにおいて放射性ヨウ素（I-131）、放射性セシウム（Cs-134、Cs-137）ともに不検出であることが公表されている（乙D共574）。

加えて、これらの水道水の放射性物質モニタリング検査結果は、厚生労働省のホームページにおいて町民に対し情報提供されている（乙D共551）。

エ ホールボディカウンタによる内部被ばく線量の計測結果

福島県が実施するホールボディカウンタによる内部被ばく検査によれば、川俣町では平成24年1月実施分について131人が検査を受け、その全員の預託実効線量が1ミリシーベルト未満であり、健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ており、その後、平成31年3月31日までの累計2543人の検査結果についても、全員の預託実効線量が1ミリシーベルト未満であった（乙D共554、乙D共370・5頁）。

前述のとおり、県による同検査結果はホームページにおいて公表されており、誰でも閲覧可能な状況に置かれている。

オ 小括

このように、川俣町においては、3.8マイクロシーベルト/時間（仮に1年間継続して同放射線量を計測したとすれば、避難の基準となる年間20ミリシーベルトに相当する。）を超える値が観測されておらず、水道水の放射性物質モニタリング検査結果や、内部被ばく線量の検査結果も低いレベルにとどまっており、かつその旨の情報提供が適時になされていることに鑑みれば、かかる空間放射線量等が健康に影響を与えるものではないことは、通常人であれば認識し得た。

（3）本件地震による被害の状況

川俣町では、平成23年3月11日に発生した震度6弱の地震及びその後の余震により、59棟の住家等が全壊、2棟の住家等が大規模半壊、148棟の住家等が半壊、1618棟の住家等が一部損壊となり、町内では、一時全域が停電となり、さらには最大100パーセントの断水率（平成21年度末の給水戸数に対する最大断水戸数で算出）となった（乙D共505・3頁、6頁、乙D共565・14～15頁）。

【乙D共505及び乙D共505の2より抜粋】



(4) 避難の状況

川俣町で自主的避難を実施したのは平成23年3月15日の時点で、本件地震による避難者を含めて1名にとどまり、川俣町の一部は計画的避難区域に指定されており当該区域からの避難者もいることを踏まえても、18歳未満の避難者数も平成24年4月1日時点で242名、平成23年3月1日時点の18歳未満人口のうち10.9パーセントにとどまっている（乙D共148、乙D共150の1、乙D共151）。

他方で、川俣町には他の地域からの避難者がいる状況にあり、他地域から平成23年3月15日時点で797名の避難者を受け入れている（乙D共148）。これらの避難者についても本件地震及び本件津波による避難者を多く含んでいる。

(5) 社会的活動の状況

川俣町内では、平成23年4月6日から小・中学校の新学期が開始されている（乙D共281・32枚目、乙D共300）。

また、川俣町では、平成23年4月20日に川俣町に隣接する飯館村（一部が本件原発から30キロメートル圏内）内の幼稚園と小・中学校が開設され、飯館村の園児77名、小学生254名、中学生148名が川俣町に通うことを希望している状況にある（乙D共341の2）。

平成23年4月23日、被災地支援イベント「いらっしやい、川俣町。」が川俣町体育館において開かれ、「カイジ」の福本伸行氏、「毎日かあさん」の西原理恵子氏、「20世紀少年」の浦沢直樹氏ら人気マンガ家12人が集い、町民ら約2000人が同体育館に詰めかけたとのことであり、「12人のマンガ家によるサイン会の会場には、雨の中、約600人が列を作った。浦沢さんはギターを携え、映画『20世紀少年』の挿入歌を熱唱。西原さんは『風評被害を笑顔ではね返して』と語り、サインをもらった子どもたちは『元気

になりました』と笑顔に。地元の人から『福島に来てくれてありがとう!』の声が飛んだ。」と報じられている(乙D共575)。

平成23年6月28日には、川俣町の富田小学校において、児童が学校の花壇に花の苗を植える学習活動を行っている様子がうかがえる(乙D共341の4)。

川俣町では町内の直売所等において、平成23年8月5日から桃まつりが、同年9月3日からは梨まつりが、同年9月9日からはぶどう祭りが行われた(乙D共341の5、乙D共341の7、乙D共341の9)。また、同年8月14日及び同年9月3日には、川俣町内で夏祭りが行われており(乙D共341の6、乙D共341の8)、同月11日には川俣町中央公民館で「東日本復興支援コンサート～頑張れ!山木屋太鼓のこどもたち～」が行われ、町民ら約600名が参加し、小中学生、高校生等も含めて多くの町民が参加している(乙D共341の10)。

また、川俣町では、平成23年10月1日には、川俣幼稚園で運動会が行われており(乙D共341の11)、同月8日から同月10日までの間には、川俣町中央公民館で国内最大級の中南米音楽祭「コスキン・エン・ハポン2011」が行われ、初日は国内外から約1300名が参加している(乙D共341の12)。

平成23年11月27日には、川俣町内において、町内の小学生以上の参加者約400名が川俣町駅伝競走大会に出場するなど(乙D共341の13)、社会活動も盛んに行われている。

(6) 復興の状況

川俣町における自動車保有台数は、平成22年から平成30年にかけて次のとおり推移しており(単位は台、いずれも3月31日時点)(乙D共165の1～9)、本件事故後の平成23年を含めて、平成28年にかけて増加傾向

にあり、その後も大きく変わっていない。

このことは、川俣町における消費活動、経済活動が本件事故後も活発に行われていることを示している。

(単位：台)

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
12,292	12,313	12,311	12,506	12,589	12,678	12,679	12,453	12,287

川俣町における新設住宅着工戸数は、平成22年から平成30年にかけて次のとおり推移しており（単位は戸、乙D共166の10～18）、平成24年に急増し、その後も、平成26年こそ平成22年と比較してわずかに減少しているものの、本件事故前と比較しても増加しており、復興に向けた住宅の新設が進み、旺盛な経済活動がされていることを示すものである。

(単位：戸)

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
29	15	63	39	27	101	148	64	50

(7) 小括

以上のとおり、本件事故後の空間放射線量については、引き続き川俣町に居住して生活することに支障がない状況で推移しており、平成23年3月15日時点の避難者数も本件地震によるものも含め1人にとどまっている。

また、上記の空間放射線量の状況、同町内における空間放射線量では健康影響があるとは考えられないことについては町民生活上も広く認識され、そのため川俣町の町民のうち避難を選択した者は一部に留まっており、現に本件事故直後から町内の小・中学校は開校しており、平成23年度には屋外で行われた各種のイベントも複数行われ、子供を含む多数の住民が参加しているという実情にある。

以上の状況からすれば、川俣町に居住していた住民が、なんらかの恐怖心

や不安を抱いたとしても、それが客観的状況下で合理的に認められるものであったとは言い難く、違法な利益侵害があったとは言えない。また、仮に何らかの利益侵害が認められる余地があるとして、どんなに遅くとも本件事故直後（具体的には平成23年4月22日頃まで）を除き、川俣町に居住していた住民が、本件事故の放射線の影響によって、抽象的な危惧感や不安感を感じることがあり得るという程度を超えて、平均的・一般的な人の視点に立って、慰謝料の賠償をもって慰謝すべき相当程度の恐怖や不安を感じざるを得ない客観的な状況に置かれていたものとは評価することはできず、違法な利益侵害があったとは言えない。

10 小野町

(1) 本件原発からの距離

小野町は、本件原発から半径約35キロメートルないし約50キロメートルの地点に位置する自治体である（乙D共148・1頁）。

(2) 空間放射線量等の状況

ア 空間放射線量の推移

(ア) 計測結果

小野町内の空間放射線量は次表のとおりである（乙D共314の1～2、乙D共560の1～8）。

単位： $\mu\text{Gy/h} \div \mu\text{Sv/h}$ （マイクログレイ/時間 $\div$ マイクロシーベルト/時間）

3月11日	3月12日	3月13日	3月14日	3月15日	3月16日	3月17日
—	—	—	—	—	—	0.94
3月18日	3月19日	3月20日	3月21日	3月22日	3月23日	3月24日
0.98	0.77	0.68	0.28	0.30	0.29	0.25
3月25日	3月26日	3月27日	3月28日	3月29日	3月30日	3月31日
0.27	0.25	0.21	0.20	0.18	0.17	0.17

4月1日	4月6日	4月11日	4月16日	4月21日	4月26日	5月1日
0.17	0.15	0.15	0.18	0.16	0.15	0.15
5月16日	6月1日	6月16日	7月1日	7月16日	8月1日	8月16日
0.12	0.12	0.12	0.10	0.11	0.10	0.11
9月1日	9月16日	10月1日	10月16日	11月1日	11月16日	12月1日
0.10	0.10	0.09	0.09	0.10	0.10	0.09
12月16日	12月31日					
0.09	0.09					

※ 複数ある場合は1日のうちの2回目の数値を採用。

※ 測定場所：小野町役場(本件原発からの距離約39km)

これによれば、小野町役場では、平成23年3月18日時点で0.98マイクロシーベルト/時間を記録し、その後は同月22日には0.30マイクロシーベルト/時間、同年4月1日には0.17マイクロシーベルト/時間、同年5月1日には0.15マイクロシーベルト/時間と推移し、同年12月31日には0.09マイクロシーベルト/時間となっている。これらの数値はいずれも(1年間継続して同放射線量を計測したとすれば、避難の基準となる)年間20ミリシーベルトの水準(時間換算値：3.8マイクロシーベルト/時間)を大幅に下回り、また同年4月以降は、概ね追加線量年間1ミリシーベルト(時間換算値：毎時0.23マイクロシーベルト)を大きく超えない水準で推移していると認められる。

また、上述した空間放射線量の測定結果は福島民報においても公表されている(乙D共317の1～17)。

(イ) 市民に対する情報提供

上記のとおり、小野町においては、新聞等において空間放射線量測定値が公表されている(乙D共317の1～17)。

また、本件事故直後の平成23年4月22日頃発行された同町広報誌に

において、宍戸良三町長より「町民の皆さまが不安を感じておられる放射線量等につきましては、初めて測定した三月十六日から国の基準を大幅に下回るレベルで推移してきており、『小野町は安全』です。」との宣言がなされている（乙D共502）。

さらに同年8月頃発行された同町広報誌では、宍戸良三町長より「これまでの測定結果から、環境放射線量は3月の事故発生以来低レベルで推移し、健康への影響を心配するレベルではありません。」とのメッセージが発せられている（乙D共342の6）。

イ 個人積算線量の計測結果

小野町によって個人積算線量の測定結果は公表されていないが、文部科学省が福島県内の全ての学校等を対象として実施した簡易型積算線量計によるモニタリング結果を公表している。

同調査によれば、小野町役場に隣接する小野新町小学校（田村郡小野町小野新町万景43）における平成23年の1か月間の積算線量の平均値の推移は以下のとおりであり、いずれも0.1ミリシーベルト未満で推移している（乙D共555の1～3〔表の番号：1031〕）。

測定期間	積算線量
6月1日～30日	0.014mSv（14.00μSv）
7月1日～31日	0.015mSv（15.00μSv）
8月1日～31日	0.014mSv（14.00μSv）

なお、上記調査結果は、文部科学省ホームページにおいて公表されており、誰でも閲覧可能な状況に置かれている。

ウ 水道水の放射性物質モニタリング検査結果

さらに、事故直後の平成23年4月22日頃発行された同町広報誌において、同年3月16日～4月17日までの水道水の放射性物質モニタリング結果について「いずれも基準内の数値か放射性ヨウ素や放射性セシウムは検出されない状況で、小野町の水道水は安全です。」と公表されている（乙D共502）。

また、同広報誌において、「井戸水は、地表に降った雨が長い時間をかけて地中に浸透したものをくみ上げています。地中に浸透していく過程で、放射性物質を含むちりがろ過され、また、日数が経過するうちに放射性物質が自然に減少し、放射性ヨウ素であれば8日で半分になることから、水道水同様、安全です。」と、井戸水の安全性も公表されている（乙D共502）。

さらに、これらの水道水の放射性物質モニタリング検査結果は、厚生労働省のホームページにおいて町民に対し情報提供されている（乙D共551）。

エ ホールボディカウンタによる内部被ばく線量の計測結果

福島県が実施するホールボディカウンタによる内部被ばく検査によれば、小野町では平成24年10月実施分について473人が検査を受け、その全員の預託実効線量が1ミリシーベルト未満であり、健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ており、その後、平成31年3月31日までの累計3374人の検査結果についても、全員の預託実効線量が1ミリシーベルト未満であった（乙D共576、乙D共370・5頁）。

前述のとおり、県による同検査結果はホームページにおいて公表されており、誰でも閲覧可能な状況に置かれている。

オ 小括

このように、小野町においては、3.8マイクロシーベルト／時間（仮に

1年間継続して同放射線量を計測したとすれば、避難の基準となる年間20ミリシーベルトに相当する。)を超える値が観測されておらず、水道水の放射性物質モニタリング検査結果や、内部被ばく線量の検査結果も低いレベルにとどまっており、かつその旨の情報提供が適時になされていることに鑑みれば、かかる空間放射線量等が健康に影響を与えるものではないことは、通常人であれば認識し得た。

(3) 本件地震による被害の状況

小野町では、平成23年3月11日に発生した震度6弱の地震及びその後の余震により、2棟の家屋が半壊、557棟の家屋が一部損壊となり、法面崩落などの道路の被害112件、堤防崩落などの河川被害2件、土砂崩れ91件など町内の各所の道路等も多く箇所被害が生じた(乙D共342の1・2～3頁)。

また小野町内では最大8パーセントの断水率(平成21年度末の給水戸数に対する最大断水戸数で算出)となった(乙共D565・14～15頁)。

【乙D共342の1より抜粋】



(4) 避難の状況

小野町で自主的避難を実施したのは、本件地震による避難者数を含めて、平成23年3月15日の時点で9名、人口比0.1パーセントにとどまり、18歳未満の避難者数も平成24年4月1日時点で13名、平成23年3月1日時点の18歳未満人口のうち0.7パーセントにとどまっている（乙D共148、乙D共150の1、乙D共151）。

他方で、小野町には他の地域からの避難者がいる状況にあり、他地域から平成23年3月15日時点で1052人の避難者を受け入れている（乙D共148）。これらの避難者についても本件地震及び本件津波による避難者を多く含んでいる。

(5) 社会的活動の状況

小野町内では、公立小・中学校の入学式が平成23年4月6日に行われ（乙D共281・32枚目）、同月8日には、小野わかば幼稚園で入園式が行われている（乙D共342の1・1頁）。

また、小野町では、平成23年4月23日、商工会館で「こまち桜回廊まつり」が開催され、延べ350人が訪れている（乙D共342の2・6頁）。同年5月1日には、緑とのふれあいの森公園において、オープニングイベントが屋外で開かれており、約250人の親子連れが訪れている（同・7頁）。

さらに、同月15日には、矢大臣山山開きで約100人の登山者、同月22日には高柴山山開きで約400人の登山者が訪れている（同・6～7頁）。

平成23年6月4日には、双葉翔陽、富岡、相馬農業の3高校の野球部で構成される「相双連合」チームの選手及び保護者約30人が、緑とのふれあいの森公園を訪れて、バーベキューを楽しんでいる（乙D共342の3・4

頁)。

加えて、平成23年8月15日には、小野町内の多目的研修集会施設駐車場（屋外）において、「おのまち夏まつり」が開催され、子供を含む約4800人が来場し、津軽三味線の演奏、ボートで川遊びなどが行われた（乙D共342の4・1～3頁）。同年10月1日から8日にかけては、小野町内の4つの小学校で運動会が開催されている（乙D共342の5・2頁）。

（6）復興の状況

小野町の自動車保有台数は、平成22年から平成30年にかけて次のとおり推移しており（単位は台、いずれも3月31日時点）（乙D共165の1～9）、平成24年から平成28年にかけて増加しており、その後も本件事故前に比べて増加している。

このことは、小野町における消費活動、経済活動が本件事故後も活発に行われていることを示している。

（単位：台）

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
9,568	9,526	9,604	9,732	9,814	9,856	9,879	9,811	9,762

小野町における新設住宅着工戸数は、平成22年から平成30年にかけて次のとおり推移しており（単位は戸、乙D共166の10～18）、本件事故のあった平成23年を含めて、平成25年まで急増しており、その後も、本件事故前と比較しても多い状況にあり、復興に向けた住宅の新設が進み、旺盛な経済活動がされていることを示すものである。

（単位：戸）

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
14	18	25	42	33	32	21	22	40

(7) 小括

以上のとおり、本件事故後の空間放射線量については、引き続き小野町に居住して生活することに支障がない状況で推移しており、平成23年3月15日時点の避難者数も本件地震によるものも含め人口の0.1パーセントにとどまっている。

また、上記の空間放射線量の状況、同町内における空間放射線量では健康影響があるとは考えられないことについては町民生活上も広く認識され、そのため同町の大多数の住民が避難しておらず、同年4月6日から本件事故直後から町内の幼稚園、小・中学校は再開されており、平成23年度には屋外での各種のイベントも複数行われ、子供を含む多数の住民が参加しているという実情にある。

以上の状況からすれば、小野町に居住していた住民が、なんらかの恐怖心や不安を抱いたとしても、それが客観的状況下で合理的に認められるものであったとは言い難く、違法な利益侵害があったとは言えない。また、仮に何らかの利益侵害が認められる余地があるとして、どんなに遅くとも本件事故直後（具体的には平成23年4月22日頃まで）を除き、小野町に居住していた住民が、本件事故の放射線の影響によって、抽象的な危惧感や不安感を感じることがあり得るという程度を超えて、平均的・一般的な人の視点に立って、慰謝料の賠償をもって慰謝すべき相当程度の恐怖や不安を感じざるを得ない客観的な状況に置かれていたものとは評価することはできず、違法な利益侵害があったとは言えない。

1.1 三春町

(1) 本件原発からの距離

三春町は、本件原発から半径約40キロメートルないし約55キロメートルの地点に位置する自治体である（乙D共148・1頁）。

(2) 空間放射線量等の状況

ア 空間放射線量の推移

(ア) 計測結果

三春町内の空間放射線量は次表のとおりである(乙D共314の1～2、
乙D共560の1～8)。

単位： $\mu\text{Gy/h} \div \mu\text{Sv/h}$ (マイクログレイ/時間 $\div$ マイクロシーベルト/時間)

3月11日	3月12日	3月13日	3月14日	3月15日	3月16日	3月17日
—	—	—	—	—	—	2.58
3月18日	3月19日	3月20日	3月21日	3月22日	3月23日	3月24日
2.24	2.26	1.41	0.93	0.90	0.80	0.71
3月25日	3月26日	3月27日	3月28日	3月29日	3月30日	3月31日
0.67	0.66	0.61	0.58	0.54	0.51	0.52
4月1日	4月6日	4月11日	4月16日	4月21日	4月26日	5月1日
0.49	0.42	0.41	0.49	0.51	0.41	0.41
5月16日	6月1日	6月16日	7月1日	7月16日	8月1日	8月16日
0.38	0.35	0.35	0.32	0.29	0.30	0.28
9月1日	9月16日	10月1日	10月16日	11月1日	11月16日	12月1日
0.29	0.26	0.28	0.27	0.27	0.29	0.26
12月16日	12月31日					
0.26	0.26					

※ 複数ある場合は1日のうちの2回目(又は14時)の数値を採用。

※ 測定場所：三春町役場(本件原発からの距離約48km)。

これによれば、三春町役場では、平成23年3月17日時点で2.58
マイクロシーベルト/時間を記録したものの、その後は同月22日には0.
90マイクロシーベルト/時間、同年4月1日には0.49マイクロシー

ベルト／時間、同年５月１日には０．４１マイクロシーベルト／時間と推移し、同年１２月３１日には０．２６マイクロシーベルト／時間となっている。これらの数値はいずれも（１年間継続して同放射線量を計測したとすれば、避難の基準となる）年間２０ミリシーベルトの水準（時間換算値：３．８マイクロシーベルト／時間）を大幅に下回るものである。

また、三春町の広報誌においては、平成２３年３月１７日以降、移動測定車による放射線量の測定値が公表されており、同日には、毎時２．５８マイクロシーベルト／時間、同月２１日には、毎時０．９４マイクロシーベルト／時間とされている（乙Ｄ共３４３の１・２頁）。

（イ）市民に対する情報提供

上記のとおり、三春町においては、広報誌において空間放射線量測定値が公表されている。

このような三春町の情報提供を受けて、同町広報誌において、平成２３年７月１０日に開園式を行ったブルーベリー園「ブルーベリーの丘」の真壁稔組合長による「苗を植えてから今年で１０年になります。今年は、実の付きが良く喜んでいるが、放射能汚染を大変心配していました。しかし、モニタリング調査の結果、問題がないことが分かり、無事に開園を迎えることができました。」との談話が掲載されている（乙Ｄ共３４３の６・２頁）。

イ 個人積算線量の計測結果

三春町は、平成２３年７月から、希望する小中学生に個人積算線量計（空間放射線量より実効線量に近い数値である。）を配布して三春町において測定したが、最も高くても年間換算値は２ミリシーベルト未満であり、測定結果も次第に低減しており、避難指示の基準となる年間２０ミリシーベルトを大きく下回るものであった（乙Ｄ共５２５の１～３）。

なお、上記調査結果は、三春町ホームページにおいて公表されており、誰

でも閲覧可能な状況に置かれている。

ウ 水道水の放射性物質モニタリング検査結果

三春町では、平成23年3月21日に水道水の放射性物質検査を行った結果、放射性ヨウ素は指標値以下、放射性セシウムは検出されず飲用等に使用しても問題ないことが確認され、本件事故直後から同町広報誌において情報提供されている（乙D共343の1・3頁）。

また、これらの水道水の放射性物質モニタリング検査結果は、厚生労働省のホームページにおいて町民に対し情報提供されている（乙D共551）。

エ ホールボディカウンタによる内部被ばく線量の計測結果

福島県が実施するホールボディカウンタによる内部被ばく検査によれば、三春町では平成24年6月実施分について212人が検査を受け、その全員の預託実効線量が1ミリシーベルト未満であり、健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ており、その後、平成31年3月31日までの累計2213人の検査結果についても、全員の預託実効線量が1ミリシーベルト未満であった（乙D共577、乙D共370・5頁）。

前述のとおり、県による同検査結果はホームページにおいて公表されており、誰でも閲覧可能な状況に置かれている。

オ 小括

このように、三春町においては、3.8マイクロシーベルト／時間（仮に1年間継続して同放射線量を計測したとすれば、避難の基準となる年間20ミリシーベルトに相当する。）を超える値が観測されておらず、水道水の放射性物質モニタリング検査結果や、内部被ばく線量の検査結果も低いレベルにとどまっており、かつその旨の情報提供が適時になされているこ

とに鑑みれば、かかる空間放射線量等が健康に影響を与えるものではないことは、通常人であれば認識し得た。

(3) 本件地震による被害の状況

三春町では、平成23年3月11日に発生した震度5強の地震及びその後の余震により、住家の全壊30棟、半壊174棟、一部破損1182棟の被害があった。

また、これらの地震により、三春町の道路239か所、公園14か所、公営住宅163戸、農業施設40か所の被害が確認され、さらに町内約1000世帯に断水被害が生じた（乙D共524・5～6頁、下図は左記証拠からの抜粋）。



（天井が落下した町立沢石中学校体育館）



（崩落した町道西方後作線の区間）

(4) 避難の状況

三春町においては、本件地震及び本件事故等により福島県外に避難した人数のみ把握しているにとどまっており、本件事故による避難者数は把握していない（乙D共344）が、他の自主的避難等対象区域の平成23年3月15日時点の避難者数（地震又は津波による避難者数を含む。）の人口に占める割合が0.2パーセントから2パーセント程度にとどまっていることからす

れば、三春町の避難者数も同程度にとどまっており、大半の住民は未成年者を含め本件事故後も三春町への居住を継続したものと考えられる。

(5) 社会的活動の状況

三春町では、平成23年4月6日には小・中学校の入学式が行われ、小学校では146名の新入生が入学している（乙D共343の2・2頁）。

三春町においては、平成23年4月15日に、同町内にある滝桜が開花し、同月20日には本件地震の影響により無料シャトルバスやライトアップが中止される状況にもかかわらず多くの観光客が花見に訪れており、また、同月17日には山田地区で「カタクリ祭り」が行われ、500人以上が訪れてカタクリの花々を鑑賞している（乙D共343の2・22～23頁）。

平成23年5月21日には、三春町内の城山公園において、115名が参加して、アジサイ1080本を植栽するとともに、頂上にベンチ2基を設置するイベントが行われている。また、同月22日には、町営グラウンドで37名の消防団員が参加し、三春町消防団春季検閲式が行われている（乙D共343の3・13頁）。

平成23年7月31日には、里田園生活館で、第18回三春の里夏まつりが開催され、イワナのつかみ取り、ひょっこり踊りなどが行われ、子供を含む多くの人々が訪れている（乙D共343の4・19頁）。また、同年8月15日、16日には、大町おまつり道路を中心に、「三春盆踊り」が開催され、子供を含む多くの人々が、太鼓を叩き、盆踊りを踊っている（乙D共343の4・表紙、2頁）。

さらに、平成23年10月1日には、「うつくしま・みずウォーク2011三春大会」がさくら湖畔で開催され、福島県内外から約1300人もの人が参加している（乙D共343の5・2頁）。

(6) 復興の状況

三春町の自動車保有台数は、平成22年から平成30年にかけて次のとおり推移しており（単位は台、いずれも3月31日時点、乙D共165の1～9）、本件事故のあった平成23年にわずかに減少するものの、以降一貫して増加傾向にある。

このことは、三春町における消費活動、経済活動が本件事故後も活発に行われていることを示している。

（単位：台）

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
14,773	14,750	14,913	15,210	15,529	15,715	15,894	16,041	16,071

三春町における新設住宅着工戸数は、平成22年から平成30年にかけて次のとおり推移しており（単位は戸、乙D共166の10～18）、平成24年から平成28年まで急増しており、復興に向けた住宅の新設が急速に進んだことがうかがわれ、その後も、本件事故前と比較しても多い状況にあり、旺盛な経済活動がされていることを示すものである。

（単位：戸）

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
53	38	54	79	115	193	249	56	69

(7) 小括

以上のとおり、本件事故後の空間放射線量については、引き続き三春町に居住して生活することに支障がない状況で推移しており、本件事故による避難者数も他の自主的避難等対象区域の市町村と同程度にとどまっており、大多数の住民は本件事故後も三春町への居住を継続したものと考えられる。

また、上記の空間放射線量の状況については町民生活上も広く認識され、現に本件事故直後から町内の幼稚園、小・中学校は再開されており、平成2

3年度には屋外での各種のイベントも複数行われ、子供を含む多数の住民が参加しているという実情にある。

以上の状況からすれば、三春町に居住していた住民が、なんらかの恐怖心や不安を抱いたとしても、それが客観的状況下で合理的に認められるものであったとは言い難く、違法な利益侵害があったとは言えない。また、仮に何らかの利益侵害が認められる余地があるとして、どんなに遅くとも本件事故直後（具体的には平成23年4月22日頃まで）を除き、三春町に居住していた住民が、本件事故の放射線の影響によって、抽象的な危惧感や不安感を感じることがあり得るという程度を超えて、平均的・一般的な人の視点に立って、慰謝料の賠償をもって慰謝すべき相当程度の恐怖や不安を感じざるを得ない客観的な状況に置かれていたものとは評価することはできず、違法な利益侵害があったとは言えない。

12 天栄村

(1) 本件原発からの距離

天栄村は、本件原発から半径約70キロメートルないし約100キロメートルの地点に位置する自治体である（乙D共148・1頁）。

(2) 空間放射線量等の状況

ア 空間放射線量の推移

(ア) 計測結果

天栄村内の空間放射線量は次表のとおりである（乙D共314の1～2、乙D共560の1～8）。

単位： $\mu\text{Gy/h} \approx \mu\text{Sv/h}$ （マイクログレイ/時間 $\approx$ マイクロシーベルト/時間）

3月11日	3月12日	3月13日	3月14日	3月15日	3月16日	3月17日
—	—	—	—	—	—	—

3月18日	3月19日	3月20日	3月21日	3月22日	3月23日	3月24日
—	—	5.36	4.44	3.60	3.18	2.79
3月25日	3月26日	3月27日	3月28日	3月29日	3月30日	3月31日
2.47	2.47	2.38	1.91	1.76	1.74	1.72
4月1日	4月6日	4月11日	4月16日	4月21日	4月26日	5月1日
1.53	1.39	1.25	1.18	1.01	1.16	1.23
5月16日	6月1日	6月16日	7月1日	7月16日	8月1日	8月16日
0.97	1.03	0.89	0.82	0.90	0.77	0.86
9月1日	9月16日	10月1日	10月16日	11月1日	11月16日	12月1日
0.75	0.77	0.71	0.76	0.71	0.66	0.74
12月16日	12月31日					
0.65	0.71					

※ 特定の時間に測定がなされていないことから1日の測定値のうち最大値を採用。

※ 測定場所：天栄村役場（本件原発からの距離約72km）

これによれば、天栄村役場では、平成23年3月20日時点で5.36マイクロシーベルト/時間を記録し、翌21日には4.44マイクロシーベルト/時間であったものの、翌22日には3.60マイクロシーベルト/時間、同年4月1日には1.53マイクロシーベルト/時間、同年5月1日には1.23マイクロシーベルト/時間と推移し、同年6月1日には1.03マイクロシーベルト/時間となっており、（1年間継続して同放射線量を計測したとすれば、避難の基準となる）年間20ミリシーベルトの水準（時間換算値：3.8マイクロシーベルト/時間）を下回るものである。

また、上記放射線量の推移は、同村広報誌や福島民報においても報じられている（乙D共345の1・3頁、乙D共317の13、16及び17）。

（イ）市民に対する情報提供

上記のとおり、天栄村においては、広報誌において空間放射線量測定値

が公表されている。

また、本件事故直後の平成23年5月号の同町広報誌においては、天栄村における放射線量の推移をグラフにしたうえで、「グラフと（注・原文まま）見てわかるとおり、3月20日の測定開始当初と比べ、数値は下がっており現在は横ばいの状態が続いています。」とし、また東京～ニューヨーク間航空機旅行（往復）などの放射線量も紹介されている（乙D共345の1・3頁）。

原発による放射能の影響について

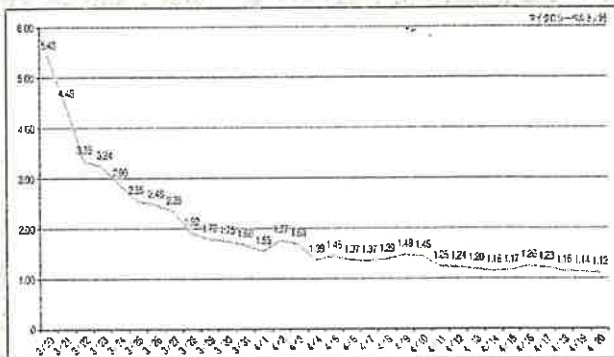
▼天栄村における環境放射能測定結果

福島県（測定者県中農林事務所農業振興普及部）が実施している環境放射能測定についてお知らせします。測定場所は役場前駐車場で、毎日午前と午後に測定された値の平均値となっています。

グラフと見てわかるとおり、3月20日の測定開始当初と比べ、数値は下がっており現在は横ばいの状態が続いています。

▼天栄村水道水放射性物質検査結果

政府の原子力災害現地対策本部が村内3カ所の水道水中の放射性物質に関する調査を実施しました。調査結果は下表のとおりで、3月21日にセシウムとヨウ素が検知されて以来、どちらも検出限界値未満となっており、天栄村の水道水は、飲食物の摂取制限に関する指標に基づく飲料水の基準を下回る結果となっています。



		単位：ベクレル/キログラム			
		放射能セシウム134	放射能セシウム137	放射性ヨウ素131	放射性ヨウ素132
3月21日	童生配水池	5.2	5.5	ND	4.6
	個人住宅	ND	5.9	ND	6.0
	田良尾地内	9	ND	5.3	ND
3月29日	高林集会所	ND	ND	ND	ND
	飯豊地内	ND	ND	ND	ND
	田良尾地内	ND	ND	ND	ND
4月20日	高林集会所	ND	ND	ND	ND
	飯豊地内	ND	ND	ND	ND
	田良尾地内	ND	ND	ND	ND

(※ND：検出限界値未満)

※ 飲食物の摂取制限に関する指標に基づく飲料水の基準
(1キログラムあたり)
・放射性セシウム：200ベクレル
・放射性ヨウ素：300ベクレル
(粉ミルクを飲む乳幼児のみ100ベクレル)

◆放射線の量と健康への影響の目安

放射線の量 (ミリシーベルト)	健康への影響の目安
7,000以上	死亡
1,000	悪心、おう吐
500	末しょう血中のリンパ球の減少
6.90	胸部エックス線検診(1回)、断層撮影検査(CTスキャン)
1.00	一般人の1年間の被曝限度
0.60	胃のエックス線検診(1回)
0.19	東京～ニューヨーク間航空機旅行(往復)
0.05	胸のエックス線検診(1回)

◆シーベルト(Sv)とベクレル(Bq)の違い



イ 個人積算線量の計測結果

天栄村は、乳幼児から高校生までを対象に、平成23年9月～10月まで954人（第1回）、同年11月～12月まで956人（第2回）、平成24年1月～3月まで943人に、バッジ式積算線量計（空間放射線量より実効線量に近い数値である。）による外部被ばく検査を行ったが、「健康影響が心配されるレベルの線量の子どもはいませんでした。」として、健康影響が心配される個人積算線量の計測結果は一例もなかったことが天栄村広報誌において公表されている（乙D共345の6・4頁）。

ウ 水道水の放射性物質モニタリング検査結果

天栄村の水道水は、平成23年3月21日に放射性セシウムと放射性ヨウ素が検出されたものの、同月29日及び同年4月20日には、検出限界値未満となっており、いずれも飲食物の摂取制限に関する指標に基づく飲料水の基準を下回る結果であったことが、同村広報誌によって村民に情報提供されている（乙D共345の1・3頁）。

また、これらの水道水の放射性物質モニタリング検査結果は、厚生労働省のホームページにおいて村民に対し情報提供されている（乙D共551）。

エ ホールボディカウンタによる内部被ばく線量の計測結果

福島県が実施するホールボディカウンタによる内部被ばく検査によれば、天栄村では平成24年3月実施分について660人が検査を受け、その全員の預託実効線量が1ミリシーベルト未満であり、健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ており、その後、平成31年3月31日までの累計1278人の検査結果についても、全員の預託実効線量が1ミリシーベルト未満であった（乙D共516、乙D共370・5頁）。

前述のとおり、県による同検査結果はホームページにおいて公表されており、誰でも閲覧可能な状況に置かれている。

オ 小括

このように、天栄村においては、3.8マイクロシーベルト/時間（仮に1年間継続して同放射線量を計測したとすれば、避難の基準となる年間20ミリシーベルトに相当する。）を超える値が観測されておらず、水道水の放射性物質モニタリング検査結果や、内部被ばく線量の検査結果も低いレベルにとどまっており、かつその旨の情報提供が適時になされていることに鑑みれば、かかる空間放射線量等が健康に影響を与えるものではないことは、通常人であれば認識し得た。

（3）本件地震による被害の状況

天栄村では、平成23年3月11日に発生した震度6強の地震及びその後の余震により、72棟の家屋が全壊、139棟の家屋が半壊した（乙D共578・6頁）。

また、村内では最大97パーセントの断水率（平成21年度末の給水戸数に対する最大断水戸数で算出）となり、村内の各所の道路も多くの箇所で破断した。天栄村役場はその広報誌（平成23年3月23日発行）において「村内の被害については、多数の家屋や倉庫、田畑などで甚大な被害を被ったほか、上・下水道に多大なダメージを受け、特に上水道は現在完全復旧に向けて全力で取り組んでいます。さらに、村内至る所で道路のヒビ割れや陥没、家屋の全・半壊が見られるなど、村民の生活に深い傷を与えました」と振り返っている（乙共D565・14～15頁、乙D共345の7）。

【乙D共345の7より抜粋】



(4) 避難の状況

天栄村においては、平成23年3月15日時点の避難者数（地震又は津波による避難者数を含む。）が56名、その人口に占める割合が0.9パーセントにとどまり、18歳未満の避難者数も平成24年4月1日時点で26名、平成23年3月1日時点の18歳未満人口のうち2.7パーセントにとどまっている（乙D共148、乙D共150の1、乙D共151）。

他方で、天栄村には他の地域から多数の避難者がいる状況にあり、他地域から平成23年3月15日時点で100人の避難者を受け入れている（乙D共148）。これらの避難者についても本件地震及び本件津波による避難者を

多く含んでいる。

(5) 社会的活動の状況

天栄村では、平成23年4月に小・中学校の入学式、保育所の入所式が行われており（乙D共345の1・9頁）、同年5月18日には天栄村の大里小学校の3、4年生が田植えの様子を観察するなどの総合学習「田んぼの学校」が、村民所有の水田において行われている（乙D共345の2・8頁）。

また、天栄村では、平成23年5月29日に「第29回二岐山山開き」が行われ、当日は雨模様であったにもかかわらず約200人が参加した（乙D共345の8・6頁）。さらに、平成23年7月16日、「なつの天栄2011羽鳥湖高原ウォーク」という同村内外から約1600人が参加したウォーキングイベントが開催されている（乙D共345の3・8頁）。

同年8月6日には、宿泊施設「天空のハーモニー」において「七夕祭りコンサート」が、同月14日には、湯本集会所において、湯本青年会の「豊年盆踊り大会」が、同月15日には、文化の森てんえいにおいて「平成23年度成人式・1／2成人式」が開催されており、これ以降も多くのイベントが開催されている（乙D共345の4・5頁、9頁）。

さらに、天栄村では、平成23年9月17日と同月25日に、同村内の各小学校で運動会が行われている（乙D共345の5・8頁）。

(6) 復興の状況

天栄村の自動車保有台数は、平成22年から平成30年にかけて次のとおり推移しており（単位は台、いずれも3月31日時点）（乙D共165の1～9）、平成23年から平成26年にかけて増加傾向にあり、平成26年以降も横ばいとなっている。

このことは、天栄村における消費活動、経済活動が本件事故後も活発に行

われていることを示している。

(単位：台)

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
5,964	5,952	6,005	6,066	6,180	6,140	6,142	6,154	6,120

天栄村における新設住宅着工戸数は、平成22年から平成30年にかけて次のとおり推移しており（単位は戸、乙D共166の10～18）、平成23年、平成24年と急増しており、復興に向けた住宅の新設が進んだことがうかがわれ、その後も、平成26年までは、本件事故前を比較しても大きく変わるものではない。

(単位：戸)

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
24	28	40	21	20	9	22	12	41

(7) 小括

以上のとおり、本件事故後の空間放射線量については、引き続き天栄村に居住して生活することに支障がない状況で推移しており、平成23年3月15日時点の避難者数も本件地震によるものも含め人口の0.9パーセントにとどまっている。

また、上記の空間放射線量の状況、同村内における空間放射線量では健康影響があるとは考えられないことについては村民生活上も広く認識され、そのため同村住民のうち避難した者はごく一部にとどまり、同年4月には村内の小・中学校は開校しており、平成23年度に屋外での各種のイベントも複数行われ、子供を含む多数の住民が参加しているという実情にある。

以上の状況からすれば、天栄村に居住していた住民が、なんらかの恐怖心や不安を抱いたとしても、それが客観的状況下で合理的に認められるものであったとは言い難く、違法な利益侵害があったとは言えない。また、仮に何

らかの利益侵害が認められる余地があるとして、どんなに遅くとも本件事故直後（具体的には平成23年4月22日頃まで）を除き、天栄村に居住していた住民が、本件事故の放射線の影響によって、抽象的な危惧感や不安感を感じることもあり得るという程度を超えて、平均的・一般的な人の視点に立って、慰謝料の賠償をもって慰謝すべき相当程度の恐怖や不安を感じざるを得ない客観的な状況に置かれていたものとは評価することはできず、違法な利益侵害があったとは言えない。

第3 まとめ

上記のような郡山市、福島市、いわき市、須賀川市、伊達市、本宮市、相馬市、田村市、川俣町、小野町、三春町及び天栄村における空間放射線量、個人積算線量、内部被ばくによる預託実効線量のいずれについてもこれらの地域に引き続き居住しても健康影響が生じるおそれのないものであり、そのことは広く情報提供されていたため、未成年者を含むほとんどの住民は避難を選択していない。このように、これらの区域においては、本件事故の放射線の作用によって原告らの法律上保護される利益が侵害されるという客観的な状況ではなく、そのことは広く周知され、ほとんどの住民は避難をしていない実情にあるから、原告らは本件事故によって避難を余儀なくされたものではない。また、避難が必要とされない状況下においては、一般人・平均人の視点に立って、原告らが避難することをもって本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たると評価することもできない。

仮に、原告らの個別の立証により損害の発生が認められる場合であっても、被告東京電力の既払い額を超える損害の発生は認められない。

以 上